

容量市場追加オークション（対象実需給年度 2026 年度）募集要綱及び
容量確保契約約款の策定および公表について（案）

容量市場の 2025 年度追加オークション（対象実需給年度：2026 年度）の実施にあたり、業務規程第 32 条の 22 の規定に基づき、参加を希望する事業者および電源等が満たすべき要件、参加登録方法、応札方法、落札決定方法、および契約条件等を定めた容量市場追加オークション募集要綱（以下、「本要綱」）を策定し、公表する。

あわせて、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めた容量確保契約約款（以下、「本約款」）を改定し、公表する。

なお、本要綱の策定と本約款の改定にあたっては、業務規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、2024 年 12 月 4 日（水）から 2024 年 12 月 18 日（水）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映した。

＜参考 業務規程＞

（メインオークション募集要綱の策定及び公表）

第 32 条の 12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

第 32 条の 22 第 32 条の 12（第 32 条の 12 第 1 号アを除く。）及び第 32 条の 14 から第 32 条の 20 までの規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替えるものとする。（以下略）

以 上

【添付資料】

別紙 1：容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2026 年度）

別紙 2：容量確保契約約款

別紙 3：「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2026 年）」に関する意見
募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙 4：「容量確保契約約款」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

容量市場

追加オークション募集要綱

(対象実需給年度：2026年度)

2025 年 1 月 30 日

電力広域的運営推進機関

目次

第1章	はじめに	5
1.	容量市場追加オークションについて	5
2.	容量市場におけるオークションの種類	5
第2章	共通事項	7
1.	追加オークションの開催について	7
2.	追加オークション募集要綱の位置付け	7
3.	追加オークション募集スケジュール	8
4.	落札後のスケジュール（予定）	9
5.	一般注意事項	10
6.	守秘義務	10
7.	問い合わせ先	11
第3章	調達オークション募集概要	12
1.	募集スケジュール	12
2.	落札後のスケジュール（予定）	12
3.	募集内容	12
第4章	調達オークション参加登録	18
1.	参加登録の方法	18
2.	事業者情報の登録	18
3.	電源等情報の登録	19
4.	期待容量の登録	26
第5章	調達オークション応札方法	30
1.	応札方法	30
2.	応札の受付期間	31
第6章	調達オークション落札電源および約定価格の決定方法	32
1.	落札電源の決定方法	32
2.	約定価格の決定方法	34
3.	需要曲線の概要	34
4.	約定結果の公表	36
5.	落札後の手続き等	36
6.	容量確保契約の結果の公表	36
第7章	調達オークション契約条件	37
1.	容量確保契約金額	37
2.	容量確保契約金額の算出に関する経過措置	38
3.	市場退出	39
4.	リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	39

5. 容量確保契約金額（各月）の支払・請求について.....	54
6. 消費税等相当額について.....	54
7. その他	54
第8章 リリースオークション募集概要.....	56
1. 募集スケジュール.....	56
2. 落札後のスケジュール（予定）	56
3. 募集内容	56
第9章 リリースオークション参加登録.....	58
1. 参加登録	58
第10章 リリースオークション応札方法.....	59
1. 応札方法	59
2. 応札の受付期間	60
第11章 リリースオークション落札電源および約定価格の決定方法.....	61
1. 落札電源の決定方法.....	61
2. 約定価格の決定方法.....	63
3. 供給曲線の概要	63
4. 約定結果の公表	64
5. 落札後の手続き等.....	64
6. 容量確保契約の結果の公表.....	65
第12章 リリースオークション後の契約条件.....	66
1. リリースオークション（部分リリース）後の容量確保契約金額.....	66
2. 市場退出	66
3. リリースオークション交付額の支払・請求額の請求について.....	67
4. 容量確保契約金額の支払・請求について.....	68
5. 消費税等相当額について.....	69
6. その他	69

【添付資料】

（様式1）容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

（様式2）期待容量等算定諸元一覧

第1章 はじめに

1. 容量市場追加オークションについて

容量市場では、2020年度開催の初回のメインオークション（対象実需給年度：2024年度）以降も制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」ならびに資源エネルギー庁および電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という）を共同事務局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において、容量市場の詳細な制度設計の検討を継続的に進めてまいりました。

各年度におけるメインオークションにおいて、実需給年度の4年前に供給力を確保するとともに、メインオークション以降に生じた「想定需要の変化」や「電源等の故障等による落札された供給力の変化」等に対応する容量をもとに、実需給年度の1年前に追加オークションの開催を判断しながら、供給力の確保等を行うこととしています。

2. 容量市場におけるオークションの種類

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力（※）をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。

※沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という）

容量 市場	容量オークション (右記オークションの 総称)	<u>メインオークション</u> 将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という）の4年前に実施する。
		<u>追加オークション</u> メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。 ・調達オークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。 ・リリースオークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との

		間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。
		<u>長期脱炭素電源オークション</u> 脱炭素化に向けた新設・リプレイス等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する。
	<u>特別オークション</u> 安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。	

第2章 共通事項

1. 追加オークションの開催について

(1) 追加オークション開催判断

追加オークションは、メインオークション後の想定需要の変化や供給力の変化等を踏まえ、開催判断が行なわれます。

(2) 追加オークション開催判断の公表

追加オークションの開催有無や開催される場合の対象エリア（ブロック※）は、本機関ホームページにおいて公表します。

※ 市場が分断していない複数のエリアの総称

2. 追加オークション募集要綱の位置付け

(1) この追加オークション募集要綱（以下「本要綱」という）では、2026年度を実需給年度とする追加オークションが開催されることとなった場合に、追加オークションへの参加を希望する事業者および電源等が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。

追加オークションが開催されないことが決定した場合は、「本章3. 追加オークション募集スケジュール」に示す、「参加資格通知書の通知」以降のプロセスは実施しません。

(2) 追加オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。本要綱は、以下の章立てとなっています。

- ・第1章 : はじめに
- ・第2章 : 調達オークションとリリースオークションの共通事項
- ・第3章～第7章 : 調達オークションについて
- ・第8章～第12章 : リリースオークションについて

(3) 落札した事業者は、落札内容に応じて、本機関との間で容量確保契約書、容量確保契約の変更契約書、容量確保契約の解約合意書を締結していただきます。（各様式については別途公表します。）

3. 追加オークション募集スケジュール

(1) 追加オークションの募集スケジュールは以下のとおりです。

期間	概要	調達 オークシ ョン	リリース オークシ ョン
2025年3月3日(月)～ 2025年3月7日(金)	事業者情報の登録受付期間	○	
2025年3月3日(月)～ 2025年3月11日(火)	事業者情報の審査期間	○	
2025年3月3日(月)～ 2025年3月21日(金)	電源等情報の登録受付期間	○	
2025年3月3日(月)～ 2025年4月4日(金)	電源等情報の審査期間	○	
2025年3月上旬頃(予定)	調整係数の公表	○	
2025年4月8日(火)～ 2025年4月25日(金)	期待容量の登録受付期間	○	
2025年4月8日(火)～ 2025年5月16日(金)	期待容量の審査期間	○	
2025年4月23日(水)頃	追加オークションの開催判断および 需要曲線の公表	○	○
2025年6月3日(火)	参加資格通知書の通知	○	○
2025年6月4日(水)～ 2025年6月16日(月)	応札の受付期間	○	○
2025年6月17日(火)～ 2025年6月23日(月)	応札容量算定に用いた期待容量等 算定諸元一覧登録受付期間	○	○
2025年7月末頃(予定)	約定結果の公表期日	○	○

※「○」は調達オークションまたはリリースオークションに参加する事業者に関する項目です。

※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

※各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせします。

※既に実需給期年度のメインオークションで登録いただいている事業者情報・電源等情報・期待容量について変更がない場合、新たに登録手続きを行う必要はありません。登録済の事業者情報・電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。(修正を行う場合は、上記「登録受付期間」内に行ってください。)

※発動指令電源が調達オークションに参加する場合は、実効性テストを受け、期待容量が確定しているため、期待容量の登録を行う必要はありません。

※2025 年 3 月上旬頃（予定）に調整係数の公表を行います。期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水）および変動電源）を利用する電源が調達オークションに参加する場合は、調整係数を更新した期待容量の再登録が必要となります。調達オークションに参加しない場合は、期待容量の再登録は不要です。

※2025 年 4 月 23 日頃の需要曲線の公表について、リリースオークションの場合は供給曲線の公表を行います。

- （２） 調達オークションから初めて容量オークションに参加する場合、事業者情報の登録にあたっては、事業者コード、系統コードおよびクライアント証明書の取得が必要です。（取得済の事業者が新たに取得する必要はありません）

※クライアント証明書には有効期限があるため、期限切れとならないようにご注意ください。

- （３） 電源等情報については、事業者情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

- （４） 期待容量については、電源等情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

- （５） リリースオークションに参加する場合、事業者情報、電源等情報、期待容量の登録は不要です。

- （６） 追加オークションが開催される場合、調達オークションまたはリリースオークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は応札情報の登録が可能となります。

※参加資格通知書の記載項目

実需給年度、容量を提供する電源等の区分、エリア名、電源等の名称、電源等の名称（符号化名称）、期待容量（キロワット（以下「kW」という））、応札上限容量（kW）、経過措置係数（％）、参入ペナルティの有無

4. 落札後のスケジュール（予定）

期間	概要
約定結果の公表日～2025 年 9 月 30 日（火）	容量確保契約書、変更契約書、解約合意書の締結のための手続期間
2025 年 10 月頃	容量確保契約の結果の公表
2026 年 4 月 1 日（水）～2027 年 3 月 31 日（水）	実需給年度

5. 一般注意事項

- (1) 追加オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱および容量確保契約書、容量確保契約約款に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。
- (2) 追加オークションへの応札その他容量市場への参加（参加登録から実需給までの一連の行為を含む）にあたっては、本機関の定款、業務規程、および送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令および監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。
- (3) 本要綱に係る容量確保契約は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (4) 参加登録および応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。
- (5) 参加登録および応札等において必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出していただき、和訳を正式な書面として扱います。

6. 守秘義務

- (1) 追加オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という）は、以下の情報を除き、追加オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関および容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という）を第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者が容量市場の参加に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合および取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。
 - ・ 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報または自ら有していた情報（但し、自己の応札情報は除きます。）
 - ・ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ・ 秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
 - ・ 取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報

- ・ 第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

- (2) 本機関は原則として、容量市場の市場運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。

7. 問い合わせ先

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

電力広域的運営推進機関 容量市場問合せ窓口

(参加登録に関するお問い合わせ)

メールアドレス： youryou_toroku@occto.or.jp

(その他のお問合せ)

メールアドレス： youryou_inquiry@occto.or.jp

第3章 調達オークション募集概要

1. 募集スケジュール

調達オークションの募集スケジュールは「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

2. 落札後のスケジュール（予定）

調達オークション落札後のスケジュールは「第2章 共通事項 4. 落札後のスケジュール（予定）」を参照ください。

3. 募集内容

（1）募集量

「第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法」に記載される方法にて約定処理を行い、約定した量の総計が募集量となります。調達オークションを開催する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線を策定し、業務規程 32 条の 21 の規定に基づき公表します。

（2）実需給年度

2026 年度（2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）

（3）対象エリア

「第2章 共通事項 1. 追加オークションの開催について」に記載のとおり、本機関ホームページにて公表を行います。

（ただし、沖縄地域およびその他地域の離島を除く）

（4）参加登録が可能な事業者

下記のアとイを満たす者が、参加登録が可能な事業者とみなします。

ア 実需給年度において、電気事業法第二十二條の三に定める電気供給事業者であり、自らまたは他者が所有する電源等を用いて調達オークションに応札する意思がある者。

イ 国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）であること

（5）参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア 供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められるため、供給計画に計上されている、もしくは供給計画に計上する見込みがある電源が安定電源または変動電源に登録が可能です。

イ 登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第4章 調達オークション参加登録 4. 期待容量の登録」を参照ください。

容量を提供する電源等の区分		電源等要件
安定電源		次の（ア）から（オ）のいずれかに該当し、期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの。 （ア）①水力電源（ただし、調整池式又は貯水池式に限る。） ②水力電源（ただし、揚水式で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。） （イ）火力電源 （ウ）原子力電源 （エ）再生可能エネルギー電源 （オ）蓄電池（ただし、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。）
変動電源	変動電源 （単独）	次の（ア）および（イ）のいずれかに該当し、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの。 （ア）水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。） （イ）再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）
	変動電源 （アグリゲート）	次の（ア）および（イ）のいずれかに該当する電源（ただし、同一供給区域に属しているものに限る。）を組み合わせることにより、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの。

容量を提供する電源等の区分		電源等要件
		(ア)期待容量が 1,000kW 未満の水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。） (イ)期待容量が 1,000kW 未満の再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）
発動指令電源		次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する電源または特定抑制依頼（電気事業法施行規則第一条第2項第七号に定める。）等により、期待容量が 1,000kW 以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供するもの。ただし、変動電源および変動電源のみを組み合わせたものは除く。 (ア)安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物 (イ)特定抑制依頼 (ウ)期待容量が 1,000kW 未満の発電設備等

ウ 相対契約の締結有無に関わらず調達オークションに参加することができます。

エ プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合があります。

オ 1 計量単位内（※1, ※2）に複数の号機（ユニット）が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

※1 「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等（ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない）が取り付けられた受電または供給地点毎を指します。

※2 ただし、安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時（※3）に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の 1 リソースとしても登録可能です。

※3：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合

カ 発動指令電源にて供給力を提供する場合は、オンライン機能（簡易指令システムまたは専用線オンライン）を既に具備して、実効性テストを完了していることが求められます。

キ 以下の電源は調達オークションに参加できません。（該当する場合、電源等情報の登録は不可）

（ア） FIT 電源（FIT 制度による買取期間が実需給年度と重なる電源）

ただし、以下の場合には登録可能です。

- ・ 同一の受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく差分計量等により計量できる FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）がある場合（非 FIT 相当分を登録可能）
- ・ 混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）がある場合（非 FIT 相当分を登録可能）
- ・ 石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバイオマス比率を零に変更する場合（全量を非 FIT 相当分として登録可能）
- ・ バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに調達上限比率の設定を申請する場合（非 FIT 相当分を登録可能）

※バイオマス比率の変更に係る FIT 制度上の手続きは実需給開始前に行うこととし、参加登録の時点での当該変更に係る提出書類は不要です。（提出期日については FIT 制度上のスケジュールを勘案し別途公表します）

※実需給開始前は FIT 制度に基づく買取を受ける事が可能です。

※参加登録時のバイオマス比率から変更が生じる場合は本機関へ申告していただきます。

（イ） FIP 制度による適用期間が実需給年度と重なる FIP 電源は、FIT 電源に準拠して扱います。

（ウ） 本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源入札で落札した電源

（エ） 実需給年度中に供給力を提供できない電源（例：建設未完了、など）

（オ） （削除）

（カ） 専ら自家消費にのみ供される電源

ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。

（キ） 専ら自己託送および特定供給のみに供される電源

自己託送および特定供給の用に供する供給力は、(カ) 専ら自家消費にのみ供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、自己託送および特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です。(発電容量から自己託送および特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です)

(ク) 専ら特定送配電事業者が利用する電源

特定送配電事業の用に供する供給力は、(カ) 専ら自家消費にのみ供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は登録可能です。

(ケ) 実需給期間中において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約または接続供給契約がない電源等

ただし、実需給期間前に最終保障供給であっても、実需給期間中において一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約または接続供給契約が締結されていれば登録可能です。

(6) 調達オークションへ応札が可能な容量

調達オークションへ応札可能な電源等の容量は、メインオークションで入札して落選した非落札の容量、およびメインオークション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の容量になります。

※メインオークションにて落札した発動指令電源は、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量からメインオークションの契約容量を差し引いた値が 1,000kW 以上の場合は、その差し引き後となる当該 1,000kW 以上の値が調達オークションに応札可能です。

※電源等差替を行った差替元電源については、差替容量分が応札可能となる場合があります。

(7) 応札単位

ア 安定電源、変動電源（単独）の応札単位は、計量単位毎とします。

イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。

また、安定電源において、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時(※)に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の 1 リソースとしても電源等リストに登録可能です。

※前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合

- ウ 応札容量の最小値は 1,000kW とし、応札容量の最大値は調達オークション参加資格通知書に記載されている応札上限容量とします。なお、応札容量は 1 kW 単位で登録できます。

第4章 調達オークション参加登録

1. 参加登録の方法

- (1) 参加登録は容量市場システムを利用して行います。容量市場システムでの具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
- ※事業者コード、系統コードおよびクライアント証明書が未取得の場合は、参加登録までに取得してください。
- ※クライアント証明書には有効期限があるため、期限切れとならないようご注意ください。
- (2) 参加登録においては以下の3点について登録します。それぞれの情報の登録については本章にて後述します。
- ア 事業者情報（応札手続きを行う事業者の情報）
- イ 電源等情報（応札される電源等の情報）
- ウ 期待容量（実需給年度において供給区域の供給力として期待できる上記電源等の容量）
- ※上記アで登録した事業者が、上記イおよびウの情報を登録する必要があります。
- (3) 参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。また、応札の受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えませんので、ご注意ください。

2. 事業者情報の登録

- (1) 参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。なお、過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- また、容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式1）」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。
- (2) 登録項目および提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者としての正式名称を登録してください。

登録項目
・事業者コード（※） ・参加登録申請者名 ・所在地 ・銀行口座 ・担当者名 ・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署） ・登録番号（適格請求書発行事業者） ・収入金課税事業者への該当有無 ・クライアント証明書のシリアル No（※） ・クライアント証明書の ID（※） ・クライアント証明書の ID の有効期限（※）

※未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

提出書類
容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式 1）

- （３） 登録項目および提出書類に不備が認められた場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備がない場合は、参加登録申請者へログイン情報を通知します。

3. 電源等情報の登録

- （１） 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。
- （２） 電源等情報の登録にあたっては実需給年度の時点で想定される情報を記載してください。なお、調達オークションに参加予定の電源等が、メインオークション時に既に電源等情報の登録を行い審査が完了している場合は、新たに電源等情報の登録をする必要はありません。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。なお長期脱炭素電源オークションにおいて電源登録を行った電源等に関しては、新たに電源登録が必要ですのでご注意ください。また、発動指令電源が調達オークションに参加する場合は、実効性テストを受け期待容量が確定しているため、事業者情報、電源等情報、期待容量の登録を行う必要はありません。
- （３） １計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。

ただし、1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の 1 リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録申請者が登録することも可能です。

なお、1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の 1 リソースとして電源等リストに登録申込された電源については、安定電源または発動指令電源として当該電源の電源等情報の登録を行う容量提供事業者に対して、本機関が当該電源の発電実績等の提出を求める場合があります。

(4) 1 計量単位に複数の号機（ユニット）が存在する場合、電源等情報（基本情報）で登録した「容量を提供する電源等の区分」に該当する全ての号機（ユニット）の電源等情報（詳細情報）の登録を行ってください。「容量を提供する電源等の区分」に該当しない号機（ユニット）を登録することはできません。

(5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」という）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2026 年 1 月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか 1 点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか 1 点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 のいずれか1点
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 ・容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか1点
	発電方式の区分	・「電源種別の区分」と同一書類 ・石炭火力発電で設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類（※1、※2）
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	2011年4月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。 ・使用前検査合格証 ・使用前安全管理審査申請書 ・工事計画（変更）届出書および別添の工事工程表 ・自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか1点
	調整機能（※3）の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
		※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	該当する場合は、電力受給契約書および以下のいずれか1点を提出 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約の終了年月（FIT 認定 ID 入力有のみ要）	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）
	需要 BG コード・計画提出者コード	（提出書類なし）
	相対契約上の計画変更締切時間	（提出書類なし）
	電源の起動時間	（提出書類なし）

※1：証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とする。

ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合（タービン/ボイラーを別メーカーから購入している場合等）は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。

※2：既設の石炭火力発電で、設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において 42%以上ではない電源が、実需給 2026 年度までに設備改造等により設計効率が新たに 42%以上となることを申請する場合には、上記※1 同様に事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。

※3：需給調整市場における商品の要件を満たす機能

（6）変動電源（単独）の登録項目および提出書類は、以下のとおりです。

※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2026 年 1 月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合があります

ので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか1点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか1点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 のいずれか1点
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 ・容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか1点
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	運開年月	2011 年 4 月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。 ・使用前検査合格証 ・使用前安全管理審査申請書 ・工事計画（変更）届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書のいずれか 1 点
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約終了年月	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）

（7）変動電源（アグリゲート）の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源リストの内訳情報として電源等情報（基本情報）および電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は 2026 年 1 月末日までに提出してください。

※提出書類は「第 2 章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」に記載されている電源等情報の登録受付期間に提出していただく必要はありません。

※電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模変動電源リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有事業者の合意を得てください。

※上記提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2026 年 1 月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

(リスト情報)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	小規模変動電源リストの名称	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）

(小規模変動電源リストの内訳情報)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表のいずれか1点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか1点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・売電検針票「購入電力量のお知らせ」 のいずれか1点
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 のいずれか1点
	所在地	（提出書類なし）
電源等情報	号機単位の名称	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
（詳細情報）	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表のいずれか1点
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	（提出書類なし）
	FIT 認定 ID	参加登録の時点でFIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約終了年月	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）

（８）発動指令電源は、あらためて登録が必要な項目および提出書類はありません。

（９）提出書類については、本機関が登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合があります。また、本機関が必要と判断した場合は、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

（１０）登録項目および提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

（１１）電源等情報の登録以降に提出される書類（例：小規模変動電源リストに係る提出書類）が期日を過ぎても提出されない場合は市場退出となる場合があります。

4. 期待容量の登録

（１）電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、登録した電源等毎に期待容量を登録することができます。期待容量が未登録の場合や、実需給年度メインオークショ

ンにて登録済の期待容量が変更となる場合は、期待容量の登録または変更を行ってください。

なお、2025 年 3 月上旬（予定）に調整係数の公表を行います。期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水）および変動電源）を利用する電源については、調整係数が更新されるため期待容量の再登録が必要となります。

- （２）期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。なお、供給計画に計上する見込みがある電源が登録可能です。（電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除く）

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式２）の記載要領に基づき算定します。発電方式の区分や本要綱に記載がない事項については電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参照ください。
変動電源（単独）	同上
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	（実効性テストにて期待容量が確定しているため、別途算定は行いません。）

- （３）期待容量は kW 単位で登録してください。なお、変動電源（アグリゲート）は、アグリゲートの内訳として登録した小規模変動電源毎の期待容量を合算した値が期待容量となります。

- （４）１計量単位に複数の号機（ユニット）が存在する場合、電源等情報（基本情報）で登録した「容量を提供する電源等の区分」に該当する電源等の期待容量を登録してください。「容量を提供する電源等の区分」に該当しない電源等の期待容量を登録することはできません。

- （５）１計量単位の中に FIT 電源と非 FIT 電源が混在する場合、期待容量は、非 FIT 分の期待容量で算定します。

- （６）バイオマス混焼の FIT 電源（石炭混焼を除く）の期待容量は、以下のとおり算定します。

バイオマス混焼の FIT 電源の期待容量 ＝ 設備全体の期待容量 － （設備全体の期待容量 × 認定に係るバイオマス比率）

- (7) 一般送配電事業者が調達しているブラックスタート機能を有する安定電源で、発電方式の区分が「揚水（純揚水）※・蓄電池」の場合、期待容量の算定にあたっては、ブラックスタート機能に必要な電力量(kWh)の相当分を除いた値を入力してください。

※純揚水以外に、自流による貯水容量ではブラックスタート機能に必要な電力量(kWh)を確保できない揚水発電所を含む。

- (8) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する電源等の区分	提出書類
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式2）※
変動電源（単独）	期待容量等算定諸元一覧（様式2）
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	（提出書類なし）※

※石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに調達上限比率の設定を申請する場合においては、上記の書類に加え、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。（提出期限は、対象実需給年度：2026年度の容量市場業務マニュアル(実需給前に実施すべき業務(全般)編)を確認ください。）

- (9) 以下に該当する場合で、期待容量の登録後に変更が生じた場合は、当該変更内容が判明した時点で速やかに提出書類を再提出していただきます。その場合は、再提出していただいた内容に基づき、期待容量の再審査を行い、本機関が認めた場合は期待容量の変更を行います。

- ・新設電源
- ・発電用の自家用電気工作物（余剰）
- ・設備更新に伴う増出力

- (10) 期待容量および提出書類を確認し、期待容量および提出書類に不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者に登録完了の旨を通知します。

- (11) 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

- (12) 調達オークションが開催される場合、調達オークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札情報の登録が可能となります。

※参加資格通知書の記載項目

実需給年度、容量を提供する電源等の区分、エリア名、電源等の名称、電源等の名称（符号化名称）、期待容量（kW）、応札上限容量（kW）、経過措置係数（%）、参入ペナルティの有無

第5章 調達オークション応札方法

1. 応札方法

- (1) 調達オークションの応札は容量市場システムを通じて行います。具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
- (2) 参加登録（事業者情報、電源等情報および期待容量の登録）が完了し、調達オークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札の受付期間において応札情報の登録ができます。なお、これまでのメインオークションに応札した場合でも、2026年度向け調達オークションの応札は新たに登録する必要があります。
- (3) 応札情報として、応札容量（kW）および応札価格（円/kW）を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みまたは変更申込みを行ったものとみなし、調達オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約または容量確保契約の変更が成立するものとします。
- (4) 応札容量の最小値は 1,000kW とし、応札容量の最大値は調達オークション参加資格通知書に記載されている応札上限容量とします。なお、応札容量は 1 kW 単位で登録できます。
- (5) 応札価格は 1 円単位で登録できます。なお、応札価格は税抜きで登録してください。
- (6) 期待容量を登録した電源等毎に応札情報を登録してください。
- (7) 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧（様式2）に応札情報に関する必要事項を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してください。
※発動指令電源の場合は提出不要です。
- (8) 上記（7）で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、応札が認められない場合があります。

(9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格は第 1 価格決定方式で決定します。(詳細は「第 6 章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法」を参照)

(1 0) 応札の受付期間内であれば応札情報の変更・取消が可能です。

(1 1) 応札の受付期間終了後は、応札情報の変更・取消はできません。

2. 応札の受付期間

応札の受付期間は、「第 2 章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

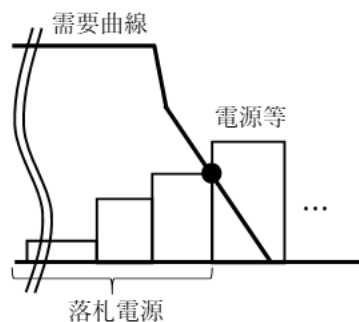
第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法

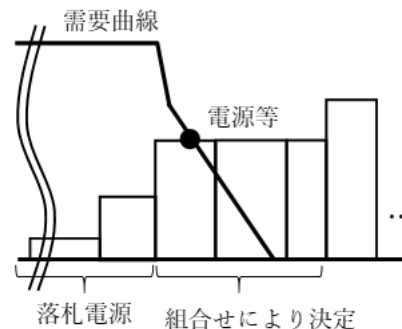
(1) 以下の手順にて調達オークション（全国）の落札電源を決定します。

- ア 全国の需要曲線（詳細は「本章3. 需要曲線の概要」を参照）を作成し、応札価格が低い順に電源等を並べ、全国の供給曲線を作成します。
- イ 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から、落札電源を決定します。具体的には、需要曲線と交差する電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします（1 応札単位の電源等が部分約定されることはありません）。ただし、①電源等の境界で交差する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。また、②同じ応札価格の電源等が複数存在し交差する場合は、交差する点を超えて落札する容量が最小となる組み合わせにより落札電源を決定します。それでもなお、最小となる組み合わせが複数存在する場合は、下記ウのシミュレーション結果により組み合わせを決定します。（シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。）

①電源等の境界で交差する場合



②同じ価格の電源等が複数存在し交差する場合



なお、需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

- ウ 各エリアの調達量（※）から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」という）をシミュレーションにより確認します。開催判断時にエリア（ブロック）に設定した供給信頼度（以下「エリア（ブロック）の供給信頼度」という）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います。（詳細は以下（2）を参照）

※FIT 電源の期待容量、事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量（以下「容

量市場外の見込み供給力控除量」という)、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計(以下「FIT 電源等の期待容量等」という)を含む。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること(供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの)を前提に、以下の場合、応札後に当該設備の FIT および非 FIT 分の供給力を期待容量として織り込みます。

a FIT 制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合(この場合、当該非落札電源を FIT 電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア(ブロック)の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源を FIT 電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします)

エ 発動指令電源は、H3 需要の 1%を上限に調達します(北海道エリアを除く)。

なお、追加オークションの開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の調達上限に追加します。

(2) 市場が分断される場合の落札電源の決定方法は以下のとおりとします。

ア エリア(ブロック)の供給信頼度に対して供給力が不足するエリア(ブロック)は、そのエリア(ブロック)の落札しなかった電源等のうち、応札価格が低い電源等から順に、不足するエリア(ブロック)の供給信頼度がエリア(ブロック)の供給信頼度を満たすまで追加します。ただし、追加する電源が同一価格で複数存在する場合、供給信頼度のシミュレーション結果による最適な組み合わせから落札電源を決定します。(シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。)

エリア(ブロック)の供給信頼度を満たした時点で、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。なお、上記手順において、追加できる全ての電源等を追加してもエリア(ブロック)の供給信頼度を満たせない場合は、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

イ エリア(ブロック)の供給信頼度に対して供給力が充足するエリア(ブロック)は、そのエリア(ブロック)の落札された電源等のうち、応札価格が高い電源等から順に、エリア(ブロック)の供給信頼度を満たす範囲内で減じていきます(ただし、

上記アの追加できる全ての電源等を追加してもエリア（ブロック）の供給信頼度を満たせないエリアを除く）。減じた電源が上記アで追加した電源等の相当量となった時点で残った電源のうち、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

ウ イにより発動指令電源を減じた場合に、発動指令電源の応札上限容量を超えて非落札となっている電源等は、応札上限容量の範囲内で約定処理として合理的に追加が可能であると確認された場合は落札電源とします。

（３）以下の手順にて調達オークション（エリア）の落札電源を決定します。

エリア（ブロック）の供給信頼度に対して供給力が不足するエリア（ブロック）は、応札価格が低い電源等から順に、不足するエリア（ブロック）の供給信頼度を満たすまで追加します。ただし、追加する電源が同一価格で複数存在する場合、供給信頼度のシミュレーション結果による最適な組み合わせから落札電源を決定します。

（シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。）

エリア（ブロック）の供給信頼度を満たした時点で、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。なお、上記手順において、追加できる全ての電源等を追加してもエリア（ブロック）の供給信頼度を満たせない場合は、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

2. 約定価格の決定方法

（１）落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし（第１価格決定方式）、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。

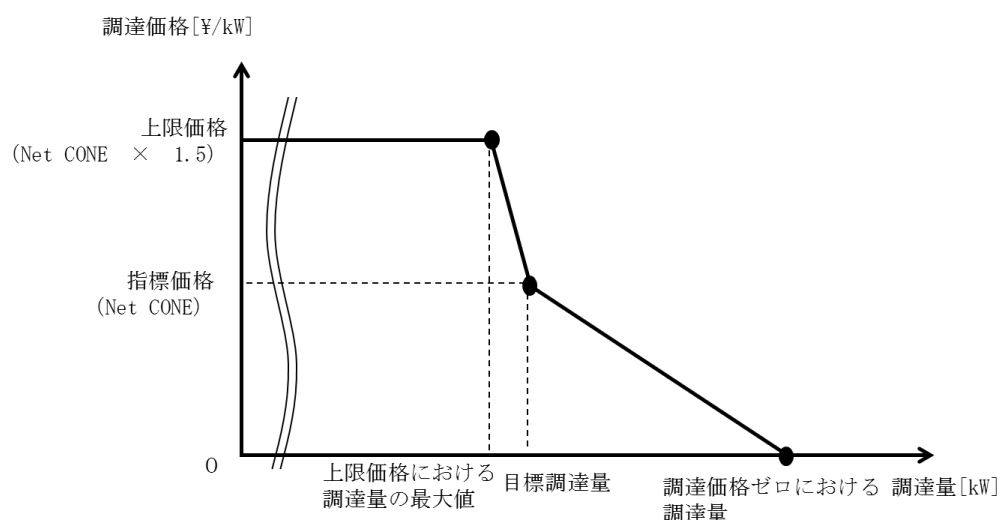
（２）市場が分断される場合、エリア（ブロック）によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア（ブロック）においては、最後に追加した電源等の応札価格が当該エリアの約定価格（「エリアプライス」という）となります。電源等を減じたエリア（ブロック）においては、残った電源等の応札価格のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。

（３）需要曲線と供給曲線が交差しない場合、落札した電源のうち、最高値の応札価格を約定価格とします。

3. 需要曲線の概要

（１）需要曲線は以下の考え方にに基づき設定されます。

- ア 応札価格による価格変動幅を小さくできる傾斜型の需要曲線を採用し、上限価格を設定します。
- イ 調達価格を抑えること、安価であっても過剰に調達しないことを目的とするため下に凸型とし、目標調達量を下回ると急峻に立ち上がる形状とします。
- ウ 需要曲線の具体的な形状は、以下のとおりです。



- (2) 本機関は、実需給年度が 2026 年度の調達オークションにおける指標価格、目標調達量等を、実需給年度が 2026 年度の調達オークション需要曲線の公表にあわせて、公表します。具体的な、指標価格、目標調達量等の公表時期は「第 2 章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。
- (3) 約定処理においては、FIT 電源等の期待容量等を供給力に加算します。具体的な数値の公表時期は上記 (2) と同様となります。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること（供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの）を前提に、以下の場合、応札後に当該設備の FIT および非 FIT 分の供給力を FIT 電源等の期待容量等に織り込みます。
 - a FIT 制度の適用を想定して応札しなかった場合
 - b 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合（この場合、当該非落札電源を FIT 電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア（ブロック）の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源を FIT 電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします）

4. 約定結果の公表

調達オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

- ・ 調達オークション開催エリア（全国、各エリア）毎の約定総容量、約定価格および約定総額
- ・ 落札電源毎の、当該電源の容量提供事業者名、電源 ID（応札単位の附番（※））、落札容量

※応札した電源等に対して、容量オークションごとに設定

5. 落札後の手続き等

- (1) 落札後は「第2章 共通事項 4. 落札後のスケジュール（予定）」に基づき、容量確保契約書または変更契約書を締結していただきます。

※応札情報の登録をもって容量確保契約の申込みまたは変更申込みをしたものとして扱います。また、容量確保契約の効力発生日は調達オークション約定結果の公表日とします。

- (2) 落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない、各契約書面の締結を行わない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、一定期間の容量オークションへの参加制限等の参入ペナルティが科される場合があります。

- (3) 落札した電源等は、原則として供給計画に計上していただきます。ただし、落札した電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等は供給計画への計上は不要です。

6. 容量確保契約の結果の公表

容量確保契約書または変更契約書の締結期間終了後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は「第2章 共通事項 4. 落札後のスケジュール（予定）」を参照ください。

- ・ エリア毎の契約締結総容量、約定価格および契約締結総額

第7章 調達オークション契約条件

1. 容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

＝契約単価^{※1} × 契約容量

- － 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※2}
- － 調整不調電源に科される経済的ペナルティ^{※3}

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。

※2：「本章2．容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照。

※3：メインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに準じます。

なお、容量確保契約金額を12で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時または設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%[※]を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

- (1) 安定電源および変動電源（単独）に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。

ア 2010 年度末までに建設された電源

なお、2011 年度以降に、上記の対象電源が増出力した場合、増出力分についても経過措置による控除の対象とします。

ただし、2011 年度以降から電源等情報登録前までに、同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新し、本機関が認めた場合については、経過措置対象外とする場合があります。この場合、設備更新の内容および時期等が分かる資料（国または国の関係機関に届出等されたものに限る）を提出していただきます。

イ 調達オークション応札時の応札価格が、当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源

ただし、調達オークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の 50% (※) 以下となった場合は、上記アおよびイの経過措置による控除を行わないものとします。

また、調達オークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の 50% を超えており、かつ上記アおよびイの経過措置を適用した際に、同指標価格の 50% 以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が同指標価格の 50% の価格となるように、経過措置による控除額を調整します。

※（同指標価格の 50%）の値にて円未満を切り捨て

- (2) 上記（1）アについて、1 計量単位に経過措置対象電源（ユニット）と経過措置対象外電源（ユニット）が混在する場合には、電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。
- (3) 上記（1）アに対する電源等の経過年数に応じた控除並びに電源等の経過年数に応じた控除額係数、および（1）イに対する入札内容に応じた控除並びに入札内容に応じた控除額係数については、容量確保契約約款の附則（2021 年 7 月 1 日）の第 2 条にて規定します。
- (4) 上記（1）アに対する電源等の経過年数に応じた控除額係数に、上記（1）イに対する入札内容に応じた控除額係数を乗じたものを、経過措置控除係数とします。

- (5) 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定方法については、容量確保契約約款の附則（2021年7月1日）の第2条にて規定します。

3. 市場退出

- (1) 容量提供事業者が契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

※市場退出後の契約容量が1,000kWを下回った場合は、全量が市場退出したものとして扱われます。

市場退出時の経済的ペナルティは以下の算定方法で算定します。

容量確保契約金額（円） × 10% × 退出容量（kW） ÷ 契約容量（kW）

※円未満の端数は切り捨てます。

- (2) 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に対して経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

4-1 実需給期間前

- (1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること

余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力および下げ調整力の両方を供出するものであること

なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること

※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バラシ
ンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契
約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします。

イ 電源等の区分が変動電源の場合

実需給期間前のリクワイアメントはありません。

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実需給期間前のリクワイアメントはありません。

なお、発動指令電源提供者は、本機関が指定する受付期間内に、電源等リストを提
出してください。（当該電源等リストが 2024 年度の実効性テストを受けており、既
に提出済の場合は、再度の提出は不要です。）

電源等リストに記載する項目は以下のとおりです。

※電源等リスト内のリソースを所有している事業者または需要家と、電源等リス
トを登録する事業者が異なる場合は、電源等リストを登録する前までに当該電
源所有者の合意を得てください。

※低圧需要家で需要抑制を行う場合で、需要抑制を行う地点での逆潮流も合わせ
て活用する場合は、下記 b に定める項目も記載してください。

a 電源等リストの具体的な登録項目および提出書類（電源の場合）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 ・再生可能エネルギーの固定価格買取 期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 ・発電量調整供給兼基本契約申込書 のいずれか 1 点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
		のいずれか1点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・売電検針票「購入電力量のお知らせ」 ・発電量調整供給兼基本契約申込書のいずれか1点
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	所在地	（提出書類なし）
	期待容量	（提出書類なし）
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内・低圧配電線への系統連系協議依頼表 ・工事計画届出書 ・発電量調整供給兼基本契約申込書のいずれか1点（※）
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	運開年月	（提出書類なし）
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約終了年月	（提出書類なし）

※供給力の制御にあたって蓄電設備等を活用する場合は、供給力の制御の具体的な方法および活用する設備の性能（蓄電容量、出力等）が確認できる資料を必要に応じて提出していただきます。

b 電源等リストの具体的な登録項目および提出書類（需要家の場合）

	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	所在地	（提出書類なし）
	期待容量	（提出書類なし）
	需要家名	・需要家との合意書等
	供給地点特定番号	・検針票 等

（２） アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行い、その結果を容量提供事業者へ通知します。容量提供事業者は、通知されたアセスメント結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、申し出の内容を確認し、容量提供事業者へアセスメント結果の変更の有無およびアセスメント結果を変更した場合は変更内容を通知します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

契約の締結

属地一般送配電事業者と締結した余力活用に関する契約を締結したことを証する書類の写しを提出していただきます。

イ 電源等の区分が変動電源および発動指令電源の場合
実需給期間前のアセスメントはありません。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者が経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または実需給期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを市場退出とし、以下の計算式で経済的ペナルティを科します。なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、経済的ペナルティを科さない場合があります。

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{容量確保契約金額} \times 10\%$$

(「本章3. 市場退出」に記載の市場退出時の経済的ペナルティが、別途科されることはありません。)

イ 電源等の区分が発動指令電源の場合
実需給期間前のペナルティはありません。

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

（イ）発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画^{※1}が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること^{※2}

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水および蓄電池の場合、1 日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
- 2) 事業者の責によらない燃料制約または充電制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）
- 3) 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）
- 4) 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
- 5) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
- 6) その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

（ウ）電気の供給指示への対応

実需給年度の容量停止計画を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること。

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- 1) 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合

2) 属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合

3) その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率を 50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

自然影響（日没、無風、渇水等）により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要です。

変動電源（アグリゲート）の場合は、日単位の発電実績（48 コマ）の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認します。

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発動指令の概要は以下のとおりとします。

1) 年間発動回数 = 12 回（1 日の上限は 1 回）

2) 発動指令 = 応動の 3 時間以上前

3) 継続時間 = 3 時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く 9 時～20 時の間）

※上記リクワイアメントに関わらず、属地一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。（経済的ペナルティの対象外）

※属地一般送配電事業者から発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に供給力を提供することとします。

※発動指令電源提供者は、卸電力市場等で約定しなかった場合に備えて属地一般送配電事業者と精算に関する契約を締結するものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。容量提供事業者は、通知されたアセスメント結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、申し出の内容を確認し、容量提供事業者のアセスメント結果の変更の有無およびアセスメント結果を変更した場合は変更内容を通知します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

- (1) 本機関は、提出された情報を基に、30分単位（以下「コマ」という）でアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。
- (2) 容量停止計画が提出されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメントの対象となる容量（以下「アセスメント対象容量」）を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、アセスメント対象容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイアメント未達成コマを算定します。
- (3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）または蓄電池の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）または蓄電池以外の場合は提供する各月の供給力とします。
- (4) 容量停止計画が、以下のいずれにも該当しない場合、または提出された容量停止計画が属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない場合は、上記（2）で算定したリクワイアメント未達成コマに5を乗じます。
 - a 実需給月の前月末までに、容量停止計画が提出されている場合
 - b 週間断面の需給バランス評価に用いる週間計画の提出期限（火曜日17時）までに、容量停止計画が提出されている場合（ただし、平常時に限る）

- c 容量停止計画の期間が、休日または夜間（22 時～8 時）の場合（ただし、平常時に限る）

＜需給状況に応じたリクワイアメント未達成コマの算定方法＞

提出時期 需給状況	毎月下旬	毎週火曜日 17 時	毎週火曜日 17 時以降	
			休日、夜間	休日、夜間以外
平常時	未達成コマ数×1	未達成コマ数×1	未達成コマ数×1	未達成コマ数×5
広域予備率が低下した時（低予備率アセスメント対象コマ）	未達成コマ数×1	未達成コマ数×5	未達成コマ数×5	未達成コマ数×5

（５） 容量停止計画が毎週火曜 17 時までに提出されている場合については、以降に容量停止計画の変更が生じたとしても、本機関が合理的と判断した場合、リクワイアメント未達成コマ数に 1 を乗じます。

（６） 上記（２）から（５）により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

（イ）発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画^{※1}が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札^{※2}しているか確認します。

※：1 出力抑制に伴う停止計画は除く

※：2 揚水および蓄電池の場合、1 日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

- （１） 本機関は、提出された情報をもとに、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。
- （２） 本機関は、「本章 4－2 実需給期間中（１）リクワイアメント ア（イ）」に該当しない場合、小売電気事業者等が活用しない発電余力から卸電力取引所等に売り入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします。なお、小売電気事業者等が活用しない発電余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。
- （３） 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合において、バランス停止している電源が起動し、低予備率

アセスメント対象コマに該当すると判断された期間に供給力を提供できない場合、本機関は、安定電源提供者にその理由を問い合わせることがあります。

(ウ)電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量※1から発電用調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

※1：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とします

- (1) 「本章4-2 実需給期間中(1)リクワイアメント ア(ウ)」のいずれかに該当する場合はアセスメント対象外とします。
- (2) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水(純揚水)または蓄電池の場合は各月の管理容量、揚水(純揚水)または蓄電池以外の場合は提供する各月の供給力とします。

(エ)稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します。

年間設備利用率※1＝

$$\frac{\{\text{計量値(送電端)}^{※2, ※3, ※4} - \text{需給ひっ迫時の計量値(送電端)}^{※2, ※3, ※4, ※5}\}}{\div (\text{契約容量}^{※6} \times 8,760 \text{ 時間}^{※7})}^{※8}$$

※1：%表記で小数点以下を切り上げ

※2：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値(発電端)に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値(送電端)相当を算定します。

※3：設備容量と契約容量が異なる場合は、契約容量に応じた補正により計量値(送端値)相当を算定します。

※4：部分差替(容量確保契約容量の一部容量を差替えること)を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値(送端値)相当を算定します。

※5：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマの発電量が対象

- ※6：1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1 計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します。
- ※7：対象実需給年度が 366 日となる場合、8,784 時間とします。
- ※8：電源等差替を行った場合の稼働抑制のアセスメントは、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

1) 変動電源（単独）

- (1) 本機関は、提出された情報を基に、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報の内容について変動電源提供者に確認することがあります。
- (2) 容量停止計画が提出されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、アセスメント対象容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイアメント未達成コマを算定します。
- (3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が、水力（自流式）および再生可能エネルギー（太陽光、風力）の場合は期待容量等算定諸元一覧（様式 2）により算出された値とします。
- (4) 容量停止計画が、以下のいずれにも該当しない場合または提出された容量停止計画が属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない場合は、上記(2)で算定したリクワイアメント未達成コマに 5 を乗じます。
 - a 実需給月の前月下旬までに、容量停止計画が提出されている場合
 - b 週間断面の需給バランス評価に用いる週間計画の提出期限（火曜日 17 時）までに、容量停止計画が提出されている場合（ただし、平常時に限る）
 - c 容量停止計画の期間が、休日または夜間（22 時～8 時）の場合（ただし、平常時に限る）

＜需給状況に応じたリクワイアメント未達成コマの算定方法＞

提出時期 需給状況	毎月下旬	毎週火曜日 17 時	毎週火曜日 17 時以降	
			休日、夜間	休日、夜間以外
平常時	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 5
広域予備率が低下した時 (低予備率アセスメント対 象コマ)	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 5	未達成コマ数× 5	未達成コマ数× 5

- (5) 電源等の維持・運営に必要な作業以外の要因に伴い容量停止計画が毎週火曜 17 時まで提出されている場合については、以降に容量停止計画の変更が生じたとしても、本機関が合理的と判断した場合、リクワイアメント未達成コマ数に 1 を乗じます。
- (6) 上記 (2) から (5) により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

2) 変動電源 (アグリゲート)

- (1) 本機関は、提出された情報を基に、毎月アセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について変動電源提供者に確認する場合があります。
- (2) 本機関は、変動電源提供者がアセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします (日単位の発電実績 (48 コマ) の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認し、最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、48 コマ全てをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、アセスメント対象容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイアメント未達成コマを算定します)。なお、アセスメント対象容量については、期待容量等算定諸元一覧 (様式 2) により算出された値とします。
- (3) 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマについては、上記 (2) で算定したリクワイアメント未達成コマ数に 5 を乗じます。
- (4) 上記 (2) および (3) により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します。

本機関は、提出された情報を基に、コマ単位でアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について発動指令電源提供者に確認する場合があります。

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に供給力を提供することとします。

- ・コマごとの達成率^{※1} = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率^{※1} = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績^{※2、※3} = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績^{※2} = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和^{※3} + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量
× コマごとの未達成率

※1：負値となる場合は零とします。

※2：需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います（容量確保契約約款別紙「ベースラインの算定方法」によります）。

※3：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定します。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ^{※1} =

容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数^{※2} - 8,640) × 0.0125%

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、調達オークションにおいては30時間とします。

(ウ) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、調達オークションにおいては30時間とします。

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します。

なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月(3月分)に請求します。

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%※

※1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

1) 変動電源(単独)

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%

※1: 負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計

2) 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ^{※1}＝

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \\ & \times 0.0125\% \end{aligned}$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計とします。

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

（ア）発動指令への対応未達

属地一般送配電事業者からの発動指令に対応できなかった比率に応じた経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ＝

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \times 110\% \\ & \times \text{リクワイアメント未達量} / (\text{アセスメント対象容量} \times 3 \text{ 時間} \times 12 \text{ 回}) \end{aligned}$$

（４）ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額および月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源および非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

$$\text{年間上限額（円）} = \text{容量確保契約金額（円）} \times 110\%$$

$$\text{月間上限額（円）} = \text{容量確保契約金額（円）} \times 18.3\%$$

イ 経済的ペナルティは、毎月算定し、円未満の端数は切り捨てます。

ウ 経済的ペナルティの総額が容量確保契約金額を上回った分については、消費税の対象外となります。

エ 経済的ペナルティの算定結果を容量提供事業者へに通知します。通知された経済的ペナルティの算定結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

オ 容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者へに経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

カ 容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

5. 容量確保契約金額（各月）の支払・請求について

- (1) 毎月の支払または請求は、容量確保契約金額（各月）から、「本章4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定し、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。
- (2) 本機関から容量提供事業者への支払は、上記（1）の支払金額から振込手数料（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります）を差し引いて事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。
- (3) 請求は上記（1）の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます。なお、振込手数料は容量提供事業者の負担となります。

6. 消費税等相当額について

- (1) 容量確保契約金額の消費税等相当額は外税です。
- (2) 「本章4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される経済的ペナルティは消費税等相当額の課税対象となります。ただし、経済的ペナルティの年間累計額（調整不調電源に科される経済的ペナルティを除く）が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。

7. その他

- (1) 容量提供事業者は容量確保契約に基づき電源等差替が可能です。
- (2) 国の審議会等の審議事項を含め、本要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取り扱いを検討し、関係する事業者等に通知または公表します。
- (3) 戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、および送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。
- (4) 容量提供事業者が「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」に違反した場合、容量オークションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に

虚偽があった場合、および容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を解約できるものとします。この場合、市場退出によるペナルティの他に、参入ペナルティおよび市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に経済的ペナルティを科す場合があります。

第8章 リリースオークション募集概要

1. 募集スケジュール

- (1) リリースオークションの募集スケジュールは「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。
- (2) リリースオークションに参加する場合、新たに、参加登録・事業者情報の登録・電源等情報の登録・期待容量の登録を行っていただく必要はありません。
- (3) リリースオークションが開催される場合、リリースオークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。

※参加資格通知書の記載項目

実需給年度、容量を提供する電源等の区分、エリア名、電源等の名称、電源等の名称（符号化名称）、期待容量（kW）、応札上限容量（kW）、経過措置係数（%）、参入ペナルティの有無

2. 落札後のスケジュール（予定）

リリースオークション落札後のスケジュールは「第2章 共通事項 4. 落札後のスケジュール（予定）」を参照ください。

3. 募集内容

- (1) リリース対象容量
「第11章 リリースオークション落札電源および約定価格の決定方法」に記載される方法にて約定処理を行い、約定した量の総計がリリース約定総容量となります。リリースオークションを開催する場合、リリースオークションで募集するリリース対象容量と価格の関係を示した曲線を策定し、業務規程 32 条の 21 の規定に基づき公表します。
- (2) 実需給年度
2026 年度（2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）
- (3) 対象エリア
「第2章 共通事項 1. 追加オークションの開催について」に記載のとおり、本機関ホームページにて公表します。（ただし、沖縄地域およびその他地域の離島を除く）

(4) 応札可能な事業者

リリースオークション開催エリアにおいて、実需給年度を対象としてメインオークションで落札した全ての容量提供事業者。

(5) 応札可能な電源等

リリースオークション開催エリアにおいて、実需給年度を対象としてメインオークションで落札した全ての電源等。

(6) 応札単位

ア 安定電源、変動電源（単独）の応札単位は、計量単位毎とします。

イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。

ウ 応札容量の最小値は 1kW です。なお、応札容量は 1 kW 単位で登録できます。

第9章 リリースオークション参加登録

1. 参加登録

- (1) リリースオークションに参加する場合、新たに参加登録を行っていただく必要はありません。
- (2) 登録されている情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。また、応札の受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えませんので、ご注意ください。
- (3) リリースオークションが開催される場合、リリースオークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は応札情報の登録ができます。

※参加資格通知書の記載項目

実需給年度、容量を提供する電源等の区分、エリア名、電源等の名称、電源等の名称（符号化名称）、期待容量（kW）、応札上限容量（kW）、経過措置係数（%）、参入ペナルティの有無

第10章 リリースオークション応札方法

1. 応札方法

- (1) リリースオークションの応札は容量市場システムを通じて行います。具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
- (2) リリースオークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札の受付期間において応札情報の登録ができます。
- (3) 応札情報として、リリースする応札容量 (kW) および応札価格 (円/kW) を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の変更申込みまたは解約申込みを行ったものとみなし、リリースオークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約の変更または解約が成立するものとしてします。
- (4) 応札容量の最小値は 1kW とし、応札容量の最大値はそれぞれの電源等の応札上限容量とします。なお、応札容量は 1kW 単位で登録できます。
部分リリースの場合は、容量確保契約の契約容量を上限 (応札可能上限) として、契約容量から応札容量を差し引いた値が 1,000kW 以上となるように応札情報を登録してください。リリースオークション約定後の契約容量が 1,000kW 未満 (1~999kW) となる場合は、応札情報の登録ができません。
全量リリースの場合 (契約容量から応札容量を差し引いた値が零 kW) は応札情報の登録が可能です。全量リリースする場合は容量確保契約の全ての容量 (応札上限容量) にて応札情報を登録してください。
- (5) 応札価格は 1 円単位で登録できます。また、応札の最低価格は、対象実需給年度のメインオークションにおけるエリアプライスの 60% (円未満の端数は切り捨て) とします。なお、応札価格は税抜きで登録してください。
- (6) リリースオークション参加資格通知書に基づき電源等毎に応札情報を登録してください。
- (7) 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧 (様式2) に応札情報に関する必要事項を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してください。
※全量リリースおよび発動指令電源の場合は提出不要です。

(8) 上記(7)で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、当該オークションで契約した容量確保契約が解約となる場合があります。

(9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格は第1 価格決定方式で決定します。(詳細は「第1 1 章 リリースオークション落札電源および約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法」を参照)。

(10) 応札の受付期間終了後は、応札情報の変更・取消はできません。

2. 応札の受付期間

応札の受付期間は、「第2 章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

第 1 1 章 リリースオークション落札電源および約定価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法

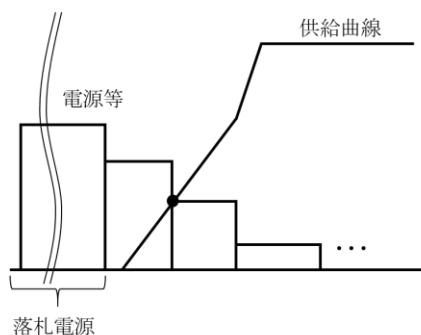
(1) 以下の手順にてリリースオークション（全国）の落札電源を決定します。

ア 全国のリリースオークション供給曲線は（詳細は「本章 3. 供給曲線の概要」を参照）調達オークションの需要曲線を反転して作成し、応札価格が高い順に電源等を並べ、全国のリリースオークションの需要曲線を作成します。

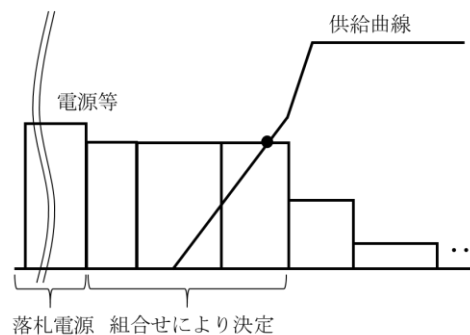
イ 全国のリリースオークション需要曲線と全国のリリースオークション供給曲線の交点から、リリースを行わない電源を決定し、交点の電源等の次に応札価格の高い電源等の価格がリリースオークションの約定価格となり、その約定価格を付けている電源までがリリース対象の落札電源となります。具体的には、供給曲線と交差する電源等の次に高い応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とします（1 応札単位の電源等が部分約定されることはありません）。ただし、①電源等の境界で交差する場合は、それらのうち最も高い応札価格の次に高い価格で応札されている電源等を落札電源とします。また、②同じ応札価格の電源等が複数存在し交差する場合は、交差する点を超えない範囲で落札する容量が最大となる組み合わせにより落札電源を決定します。それでもなお、最大となる組み合わせが複数存在する場合は、下記ウのシミュレーション結果により組み合わせを決定します。

（シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。）

①電源等の境界で交差する場合



②同じ価格の電源等が複数存在し交差する場合



なお、供給曲線と電源等がリリース価格ゼロの線上で交差する場合は、応札価格が最も低い電源等の応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とします。

ウ 各エリアの落札量を、メインオークション後の算定時点における契約容量（※）より除いたものから、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」）をシミュレーションにより確認します。開催判断時にエリア（ブロック）に設定した供給信頼度（以下「エリア（ブロック）の供給信頼度」）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック）があ

る場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います。
（詳細は以下（２）を参照）

※ FIT 電源の期待容量、事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量（以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という）および本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計（以下「FIT 電源等の期待容量等」という）を含む。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること（供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの）を前提に、以下の場合、応札後に当該設備の FIT および非 FIT 分の供給力を期待容量として織り込みます。

a FIT 制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「１．落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合（この場合、当該非落札電源を FIT 電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア（ブロック）の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源を FIT 電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします）

（２） 市場が分断される場合の落札電源等の決定方法は以下のとおりとします。

ア エリア（ブロック）の供給信頼度に対して供給力が不足するエリア（ブロック）は、そのエリア（ブロック）の落札した電源等のうち、応札価格が低い電源等から順に、不足するエリア（ブロック）の供給信頼度がエリア（ブロック）の供給信頼度を満たすまで落札電源から除外します。ただし、除外する電源等が同一価格で複数存在する場合、供給信頼度のシミュレーション結果による最適な組み合わせにより、落札電源から除外する電源を決定します。（シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。）

エリア（ブロック）の供給信頼度を満たした時点で、最後に除外された電源等の次に高い応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とします。なお、上記手順において、除外できる全ての電源等を除外してもエリア（ブロック）の供給信頼度を満たせない場合は、落札電源なしとします。

イ エリア（ブロック）の供給信頼度に対して供給力が充足するエリア（ブロック）は、そのエリア（ブロック）の落札されなかった電源等のうち、応札価格が高い電源等から順に、エリア（ブロック）の供給信頼度を満たす範囲内で落札電源に追加していきます（ただし、上記アの除外できる全ての電源等を除外してもエリア（ブロック）の供給信頼度を満たせないエリアを除く）。落札電源に追加した電源等が上記

アで除外した電源等の相当量となった時点で残った電源等のうち、応札価格が最も低い電源等の応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とします。

- (3) 以下の手順にてリリースオークション（エリア）の落札電源等を決定します。

エリア（ブロック）の供給信頼度に対して供給力が充足するエリア（ブロック）は、応札価格が高い電源等から順に、充足するエリア（ブロック）の供給信頼度を満たす範囲内で落札電源に追加していきます。ただし、落札電源に追加した電源等が同一価格で複数存在する場合、供給信頼度のシミュレーション結果による最適な組み合わせから落札電源を決定します。（シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。）

エリア（ブロック）の供給信頼度を満たした時点で、最後に落札電源に追加した電源等の次に高い応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とします。なお、上記手順において、落札電源に追加することのできる全ての電源等を追加してもエリア（ブロック）の供給信頼度を満たしている場合は、最後に落札電源に追加した電源等の応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とします。

2. 約定価格の決定方法

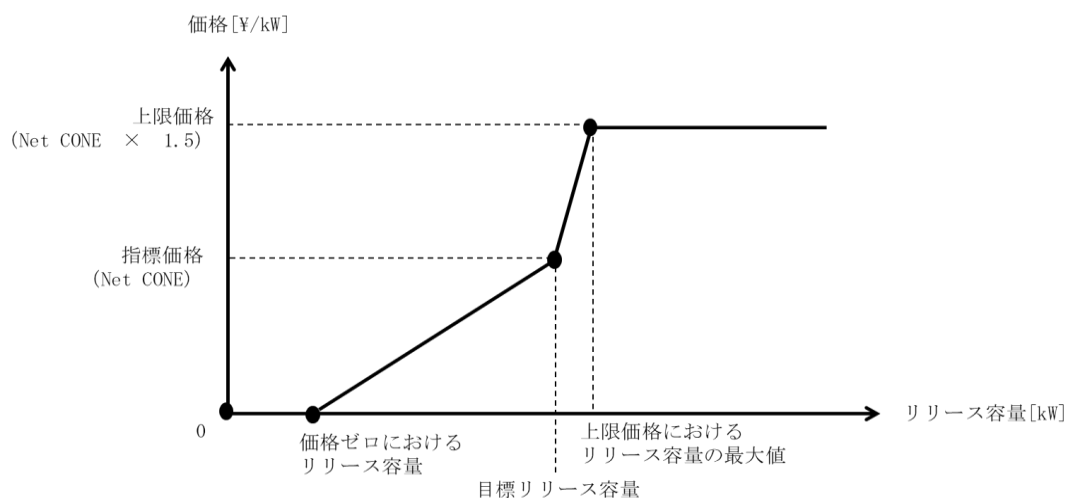
- (1) 落札電源のうち最も低い応札価格を約定価格とし（第1価格決定方式）、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。
- (2) 市場が分断される場合、エリア（ブロック）によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア（ブロック）においては、最後に追加した電源等の次に高い電源等の応札価格が当該エリアの約定価格（「エリアプライス」という）となります。落札電源を追加したエリア（ブロック）においては、最後に落札電源に追加した電源等の応札価格がエリアプライスとなります。
- (3) 供給曲線と電源等がリリース価格ゼロの線上で交差する場合は、応札価格が最も低い電源等の応札価格を約定価格とします。

3. 供給曲線の概要

- (1) 供給曲線は以下の考え方にに基づき設定されます。

ア リリースオークションの全国の供給曲線は、調達オークションの需要曲線を反転して作成します。

イ 供給曲線の具体的な形状は、以下のとおりです。



- (2) 本機関は、実需給年度が 2026 年度のリリースオークションにおける指標価格、目標リリース容量等を、実需給年度が 2026 年度のリリースオークション供給曲線の公表にあわせて、公表します。具体的な、指標価格、目標リリース容量等の公表時期は「第 2 章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

4. 約定結果の公表

リリースオークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第 2 章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

- ・ リリースオークション開催エリア（全国、各エリア）毎の約定総容量、約定価格および約定総額
- ・ 落札電源毎の、当該電源の容量提供事業者名、電源 ID（応札単位の附番（※））、落札容量

※応札した電源等に対して、容量オークションごとに設定

5. 落札後の手続き等

- (1) 落札後は「第 2 章 共通事項 4. 落札後のスケジュール（予定）」に基づき、容量確保契約の変更契約書または解約合意書を締結していただきます。

※応札情報の登録をもって容量確保契約の変更申込みまたは解約申込みをしたものとして扱います。また、容量確保契約の効力発生日は約定結果の公表日とします。

- (2) 落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない、各契約書面の締結を行わない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、一定期間の容量オークションへの参加制限等の参入ペナルティが科される場合があります。

6. 容量確保契約の結果の公表

変更契約書または解約合意書の締結期間終了後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は「第2章 共通事項 4. 落札後のスケジュール（予定）」を参照ください。

- ・ エリア毎の契約締結総容量、約定価格および契約締結総額

第 12 章 リリースオークション後の契約条件

1. リリースオークション（部分リリース）後の容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

＝契約単価^{※1} × 契約容量^{※2}

- － 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※3}
- － 調整不調電源に科される経済的ペナルティ^{※4}

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量となります。

※3：メインオークションの容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の定めに準じます。

※4：メインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに準じます。

なお、容量確保契約金額を 12 で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

2. 市場退出

- （1） 容量提供事業者が契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

※市場退出後の契約容量が 1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものとして扱われます。

なお、リリースオークションで約定した容量は市場退出となりますが、市場退出時の経済的ペナルティの算定対象外となります。

市場退出時の経済的ペナルティは以下の算定式で算定します。

$$\text{容量確保契約金額(円)} \times 10\% \times \text{退出容量(kW)} \div \text{契約容量(kW)}$$

※円未満の端数は切り捨てます。

- (2) 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者へ通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者へ経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

3. リリースオークション交付額の支払・請求額の請求について

- (1) リリースオークション交付額または請求額は、リリースオークションの落札結果に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる、または請求する金額をいい、落札された電源毎に以下の計算式で算定します。その額が正值となる場合は交付金額とし、負値となる場合は請求金額とします。
- なお、リリース対象となる電源等がメインオークション時の経過措置対象電源である場合は、リリースオークション交付額または請求額の算定にあたり、経過措置控除を適用します。

リリースオークション交付額または請求額(円) ※1

$$= \{ \text{メインオークションの契約単価}^{※2} - \text{リリースオークションの約定価格} \\ \times (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数}^{※3※4} \times \text{入札内容に応じた控除額係数}^{※5}) \} \times \text{リリース容量}$$

※1：正值の場合は本機関より容量提供事業者へ交付、負値の場合は請求とし、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

※3：電源等の経過年数に応じた控除額係数は、容量確保契約約款の附則（2021年7月1日）の第2条第1項および第2項によります

※4：落札された電源等に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経

過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は 0.01%とし、その端数は、小数点以下第 3 位を四捨五入します

※5：入札内容に応じた控除額係数は、容量確保契約約款の附則（2021 年 7 月 1 日）の第 2 条第 1 項および第 3 項によります

- (2) 上記(1)のリリースオークション交付額は、12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。リリースオークション交付額（各月）の支払は、実需給期間において容量確保契約金額（各月）と合算し、事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。なお、振込手数料は容量提供事業者の負担となります。

なお、最終月（3 月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3 月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。

- (3) 上記(1)のリリースオークション請求額は、請求金額を本機関から容量提供事業者に対し実需給期間前に請求し、容量提供事業者は本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます。（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります）。
- (4) 調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、上記(1)のリリースオークション交付額または請求額を調整する場合があります。

4. 容量確保契約金額の支払・請求について

- (1) 毎月の支払または請求は、容量確保契約金額（各月）から、メインオークションのクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定し、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。
- (2) 支払は上記(1)の支払金額を事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。なお、振込手数料は容量提供事業者の負担となります。
- (3) 請求は上記(1)の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます。（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります）

5. 消費税等相当額について

- (1) 容量確保契約金額の消費税等相当額は外税です。
- (2) メインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに基づき算定される経済的ペナルティは消費税等相当額の課税対象となります。ただし、経済的ペナルティの年間累計額(調整不調電源に科される経済的ペナルティを除く)が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外(不課税)となります。

6. その他

- (1) 容量提供事業者は容量確保契約に基づき電源等差替が可能です。
- (2) 国の審議会等の審議事項を含め、本要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取り扱いを検討し、関係する事業者等に通知または公表します。
- (3) 戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、および送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。
- (4) 容量提供事業者が「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」に違反した場合、容量オークションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽があった場合、および容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を解約できるものとします。この場合、市場退出によるペナルティの他に、参入ペナルティおよび市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に経済的ペナルティを科す場合があります。

電力広域的運営推進機関 殿

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

所在地

名称又は商号

代表者



当社は、容量オークションへの参加登録を申請するにあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、容量オークションの参加資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

(誓約事項)

1. 容量オークションの各募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
2. 電気事業法その他の法令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 参加登録申請にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 容量オークションの公正を害する行為をしないこと。
5. 容量オークションにおける応札情報の登録が完了したことをもって容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立することに同意すること。
6. 容量オークションで落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の容量確保契約書を締結すること。
7. 当社が容量オークションへの参加にあたって貴機関に提出した情報は、容量オークションの運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局または一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 容量オークションへの参加にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令にしたがって、個人情報を適切に取り扱うこと。
9. 貴機関が容量オークションの運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
10. 当社の役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、およびこれらの者と密接な関わりを有していないこと。また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計又は威力を用いた信用棄損行為および業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

以上

【調達オークション】期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2026年度）

<対象：火力、水力（純揚水以外）、原子力、新エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）>

※本帳票提出時、チェックしてください

- ☐ 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

<会社名>													
項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する 電源等の区分	安定電源												
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
【メインオークション】 各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【メインオークション】 提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【メインオークション】 契約容量													kW
【調達オークション】 未落札の送電可能容量	0												kW
【調達オークション】 各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【調達オークション】 期待容量	0												kW
【調達オークション】 提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【調達オークション】 応札容量	0												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2025/4/8~4/25)に容量市場システムに登録して下さい。
 - 電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
 - 容量を提供する電源等の区分については、安定電源として下さい。
 - 発電方式の区分については、電源等情報(詳細情報)に登録した区分を記載して下さい。ただし、複数の区分を登録している場合は、主たる区分を記載して下さい。
 - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載して下さい。
 - 設備容量については、電源等情報(詳細情報)に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載して下さい。
 - 「【調達オークション】各月の供給力の最大値」については、各月の供給力の最大値については、設備容量から所内消費電力、大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分を差し引いた値を記載して下さい。
 - 期待容量については、自動計算されます。(この値が調達オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。)
- 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録期間中(2025/6/17~6/23)に容量市場システムに登録して下さい。
 - 提供する各月の供給力については、各月の供給力の最大値を上限に、任意に記載して下さい。
 - 応札容量については、自動計算されます。(応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力して下さい。)

【調達オークション】期待容量等算定諸元一覧 (対象実需給年度: 2026年度)

対象: 水力(自流水のみ)、新エネ(太陽光, 風力のみ)

※本帳票提出時、チェックしてください

- 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

<会社名>													
項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する 電源等の区分													
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
【メインオークション】 送電可能電力													kW
調整係数	-												kW
【メインオークション】 各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
【メインオークション】 期待容量	0												kW
【メインオークション】 提供できる各月の 送電可能電力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
【メインオークション】 契約容量	0												kW
【調達オークション】 送電可能電力	-												kW
【調達オークション】 未落札の送電可能電力	0												kW
【調達オークション】 各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
【調達オークション】 期待容量	#N/A												kW
【調達オークション】 提供できる各月の 送電可能電力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
(参考) アセスメント対象容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
応札容量	#DIV/0!												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2025/4/8~4/25)に容量市場システムに登録して下さい。
 - 電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
 - 容量を提供する電源等の区分については、電源等情報(基本情報)に登録した区分を選択して下さい。
 - 発電方式の区分については、選択した入力シートの発電方式の区分が自動で記載されます。
 - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載して下さい。
 - 各月の供給力の最大値については、自動計算されます。応札時に応札容量を減少させる際の参考としてください。
 - 期待容量については、自動計算されます。(この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。)
- 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録期間中(2025/6/17~6/23)に容量市場システムに登録して下さい。
 - 提供できる各月の供給力については、自動計算されます。
 - 応札容量については、自動計算されます。(応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力して下さい。)
 - アセスメント対象容量については、自動計算されます。

【調達オークション】期待容量等算定課元一覧（対象実需給年度：2026年度）

<対象：水力（純揚水）、蓄電池>

※本欄無記入時、チェックしてください

- 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

<会社名>														
項目	事業者【調達AX】期待容量等算定課元一覧													単位
電源等識別番号														
容量を提供する電源等の区分														
発電方式の区分														
エリア名														
設備容量														kW
【最新】 各月の送電または 放電可能電力 (期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		kW
【最新】 各月の運転または 放電継続時間 (期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		h
【最新】 各月の上池容量または 蓄電池容量 (期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		kWh
【最新】 各月の調整係数 (期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		%
【調達オークション】 期待容量	0													kW
【メインオークション】 各月の管理容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		kW
【メインオークション】 各月の運転継続時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		h
【メインオークション】 各月の上池容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		kWh
【調達オークション】 各月の調整係数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		%
【調達オークション】 契約容量の調達オークション 期待容量への換算値	0													kW
【調達オークション】 応札可能容量	0													kW
【メイン&調達オークション】 各月の管理容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		kW
【メイン&調達オークション】 各月の運転または 放電継続時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		h
【メイン&調達オークション】 各月の上池容量または 各月の蓄電池容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		kWh
【メイン&調達オークション】 各月の調整係数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		%
【調達オークション】 各月の管理容量 (応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		kW
【調達オークション】 各月の運転または 放電継続時間 (応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		h
【調達オークション】 各月の上池容量または 各月の蓄電池容量 (応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		kWh
【調達オークション】 各月の調整係数 (応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		%
【調達オークション】 応札容量	0													kW

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2025/4/8~4/25)に容量市場システムに登録して下さい。
 - 電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付属された番号を記載して下さい。
 - 容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
 - 発電方式の区分については、揚水(純揚水)で固定です。
 - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録したエリア名を記載して下さい。
 - 設備容量については、電源等情報(詳細情報)に登録した設備容量を、各月毎に計画した値を記載して下さい。
 - 各月の送電または放電可能電力(期待容量算出用)については、設備容量から各月の管内消費電力、大気温度及びダム水位低下等の影響による能力減分を差し引いた値を記載して下さい。
 - 各月の運転または放電継続時間(期待容量算出用)については、各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)の範囲内で最大出力で発電した場合に運転または放電可能な継続時間(整数)を記載して下さい。
 - 各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)については、自動計算されます。
 - 各月の調整係数(期待容量算出用)については、自動計算されます。
 - 期待容量については、自動計算されます。
 - 期待容量(期待容量算出用)については、各月の管理容量(応札容量算出用)が、各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)以下となるようにする必要があります。
- 以下の項目については、応札容量算出用の期待容量等算定課元一覧の登録期間中(2025/6/17~6/23)に容量市場システムに登録して下さい。
 - 各月の管理容量(応札容量算出用)については、各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)を踏まえ、各月の各月の送電または放電可能電力を上用任意に記載して下さい。
 - 各月の運転または放電継続時間(応札容量算出用)については、各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)を踏まえ、各月の各月の運転または放電可能電力を上用任意に記載して下さい。
 - 各月の上池容量または蓄電池容量(応札容量算出用)については、各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)を踏まえ、各月の各月の運転または放電可能電力を上用任意に記載して下さい。
 - 各月の調整係数(応札容量算出用)については、自動計算されます。
 - 応札容量については、自動計算されます。

【リリースオークション】期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2026年度）

<対象：火力、水力（純揚水以外）、原子力、新エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）>

※本帳票提出時、チェックしてください

☐ 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

<会社名>													
項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
【メインオークション】 各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【メインオークション】 提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【メインオークション】 契約容量													kW
【リリースオークション】 リリースする各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【リリースオークション】 リリースする応札容量	0												kW
(参考) リリース後の各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
(参考) リリース後の契約容量	0												kW

(記載要領)

1. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録期間中(2025/6/17～6/23)に容量市場システムに登録して下さい。

- ・電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。※
- ・容量を提供する電源等の区分については、電源等情報(基本情報)に登録した区分を選択して下さい。※
- ・発電方式の区分については、選択した入力シートの発電方式の区分が自動で記載されます。
- ・エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載して下さい。※
- ・各月の供給力の最大値については、自動計算されます。応札時に応札容量を減少させる際の参考としてください。
- ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値がリリースオークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- ・※メインオークションに応札している場合、メインオークション期待容量等算定諸元一覧の値を張り付けてください。
- ・リリースする各月の供給力は、メインオークションにおける「提供する各月の供給力」を上限に、任意に記載して下さい。
- ・リリースする応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
- ・リリース後の各月の供給力およびリリース後の契約容量については、自動計算されます。

【リリースオークション】期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2026年度）

対象：水力（自流水のみ）、新エネ（太陽光、風力のみ）

※本帳票提出時、チェックしてください

- ☐ 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

<会社名>													
項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分													
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量	-												kW
送電可能電力	-												kW
調整係数	-												kW
【メインオークション】 各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【メインオークション】 期待容量													
【メインオークション】 提供できる各月の 送電可能電力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【メインオークション】 契約容量													kW
【リリースオークション】 リリースする各月の 送電可能電力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	kW
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
【リリースオークション】 リリースする各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
【リリースオークション】 リリースする応札容量	0												kW
(参考) リリース後の各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
(参考) リリース後の契約容量	0												kW
(記載要領)													

(記載要領)

1. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録期間中(2025/6/17～6/23)に容量市場システムに登録して下さい。

- ・電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。※
- ・容量を提供する電源等の区分については、電源等情報(基本情報)に登録した区分を選択して下さい。※
- ・発電方式の区分については、選択した入力シートの発電方式の区分が自動で記載されます。
- ・エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載して下さい。※
- ・各月の供給力の最大値については、自動計算されます。応札時に応札容量を減少させる際の参考として下さい。
- ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値がリリースオークションに応札する際の応札容量の上限値になります。

※メインオークションに申込している場合、メインオークション期待容量等算定諸元一覧の値を張り付けてください。

- ・リリースする各月の供給力は、メインオークションにおける「提供する各月の供給力」を上限に、任意に記載して下さい。
- ・リリースする応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力して下さい。
- ・リリース後の各月の供給力およびリリース後の契約容量については、自動計算されます。

【リソースオークション】期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2026年度）

＜対象：水力（純揚水）、蓄電池＞

※本帳票提出時、チェックしてください

- ☐ 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

<会社名>													
項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する													
電源等の区分													
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
【メインオークション】 各月の管理容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【メインオークション】 各月の運転または 放電継続時間 (応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													h
【メインオークション】 各月の上池または 蓄電池容量 (応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kWh
【メインオークション】 各月の調整係数 (応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													%
【メインオークション】 契約容量（応札容量）													kW
【リリース後】 各月の管理容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
【リリース後】 各月の運転または 放電継続時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													h
【リリース後】 各月の上池または 蓄電池容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kWh
【リリース後】 各月の調整係数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	%
【リリース後】 契約容量													kW
【リリースオークション】 応札容量													kW

(記載要領)

- 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録期間中(2025/6/17～6/23)に容量市場システムに登録して下さい。
 - 電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。※
 - 容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
 - 発電方式の区分については、揚水(純揚水)で固定です。
 - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載して下さい。※
 - 設備容量については、電源等情報(詳細情報)に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載して下さい。※
 - 各月の送電または放電可能電力については、設備容量から各月の所内消費電力、大気温度及びダム水位低下等の影響による能力減分を差し引いた値を記載して下さい。※
 - 各月の運転または放電継続時間(期待容量算出用)については、各月の上池容量(期待容量算出用)の範囲内で最大出力で発電した場合に運転可能な継続時間(整数)を記載して下さい。※
 - 各月の上池または蓄電池容量(期待容量算出用)については、自動計算されます。
 - 各月の調整係数(期待容量算出用)については、自動計算されます。
 - 期待容量については、自動計算されます。 ※この値がリソースオークションに応札する際の応札容量の上限値になります。※メインオークションに**応札している場合**、メインオークション期待容量等算定諸元一覧の値を張り付けてください。
 - 【リソース後】各月の管理容量については、ダム運用のリスクを踏まえ、同月の各月の送電可能電力を上限に任意に記載して下さい。 ※この値がアセスメント対象容量になります。
 - 【リソース後】各月の運転または放電継続時間(応札容量算出用)については、ダム運用のリスクを踏まえ、任意の継続時間(整数)を記載して下さい。※ただし、その際には各月の上池または蓄電池容量(応札容量算出用)が、同月の各月の上池または蓄電池容量(期待容量算出用)以下となるようにする必要があります
 - 【リソース後】各月の上池または蓄電池容量(応札容量算出用)については、自動計算されます。
 - 【リソース後】各月の調整係数については、自動計算されます。
 - 【リソース後】契約容量については、自動計算されます。
 - 【リソース後】契約容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力して下さい。

容量確保契約約款

2025 年 1 月

電力広域の運営推進機関

(変更履歴)

2020 年 6 月	施行
2021 年 7 月	変更
2021 年 12 月	変更
2022 年 7 月	変更
2023 年 2 月	変更
2023 年 8 月	変更
2024 年 1 月	変更
2024 年 5 月	変更
2024 年 7 月	変更
2025 年 1 月	変更

目次

第1章 総則.....	5
第1条 適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 定義	5
第4条 契約期間	5
第5条 単位および端数処理.....	5
第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催.....	5
第2章 容量確保契約金額.....	7
第7条 容量確保契約金額の算定.....	7
第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求.....	7
第3章 権利および義務.....	9
第9条 需給バランス評価.....	9
第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い.....	9
第11条 電源等差替.....	9
第12条 市場退出	9
第13条 市場退出時の経済的ペナルティ	11
第14条 実需給期間前のリクワイアメント.....	11
第15条 実需給期間前のアセスメント.....	12
第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ	13
第17条 実需給期間中のリクワイアメント.....	14
第18条 実需給期間中のアセスメント.....	16
第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ	18
第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限.....	20
第21条 金員の移動.....	20
第22条 容量確保契約金額（各月）の精算.....	20
第23条 不可抗力が生じた場合の特則.....	21
第24条 参入ペナルティ.....	21
第4章 契約の変更等.....	22
第25条 契約の変更.....	22
第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡.....	22
第27条 契約の解除.....	22
第5章 一般条項.....	24
第28条 免責	24
第29条 守秘義務	24
第30条 個人情報の取扱い.....	24
第31条 反社会的勢力との関係排除.....	25
第32条 準拠法	25
第33条 合意管轄裁判所.....	26
第34条 誠実協議	26

附則（2020年6月30日（2025年1月30日改定））	27
第1条 適用対象	27
第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出	27
第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ	29
第4条 リリースオークション交付額の交付またはリリースオークション請求額の請求	30
附則（2021年7月1日（2025年1月30日改定））	31
第1条 適用対象	31
第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置	31
第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ	33
第4条 リリースオークション交付額の交付またはリリースオークション請求額の請求	34
附則（2023年8月2日（2025年1月30日改定））	35
第1条 適用対象	35
第2条 実需給期間前のペナルティ	35
第3条 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」の読み替え	36
附則（2025年1月30日）	37
第1条 適用対象	37
第2条 市場退出時のペナルティ	37

別紙 ベースラインの算定方法

別添 用語の定義

第1章 総則

第1条 適用

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む）および本約款で構成されるものとします。

第2条 約款の変更

本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要が生じた場合、本約款を変更することがあります。その場合、本約款の変更後の本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。

第3条 定義

本約款における用語の定義は、別添「用語の定義」に定めます。なお、特段の定めのない用語については、本機関が定める定款、業務規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱および容量市場業務マニュアルにおける用語と同一の意味を有するものとします。

第4条 契約期間

1. 本契約の契約期間は、オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、オークション募集要綱に基づく実需給年度の末日までとします。
2. 本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続します。

第5条 単位および端数処理

1. 本契約における単位および端数処理は次の各号に定めるとおりとします。
 - ① 設備容量
原則として、1キロワット(kW)とし、その端数は切り捨てます
ただし、設備容量が1,000kW未満となる場合の単位は0.1kWとします
 - ② 容量確保契約容量（以下「契約容量」という）の単位は1kWとし、その端数は切り捨てます
 - ③ 価格その他の金額について
特段の記載が無い限り、消費税等相当額を含みません
また、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます
2. 本契約に基づく計算に際しては、その過程において、端数処理は行わないものとします。

第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催

1. 本機関は、実需給年度の想定需要や第12条に示す市場退出の発生状況等を考慮し、必要があ

る場合には、実需給年度の 1 年度前において、以下の各号に掲げる追加オークションを実施する場合があります。

① 調達オークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークション

② リリースオークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した本契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集するオークション

2. 本機関は、メインオークションおよび追加オークションで確保した供給力から、将来における需給ひっ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合またはその他本機関が必要と認めた場合には、特別オークションを開催することがあります。

第2章 容量確保契約金額

第7条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額 ＝ 契約単価 ^{※1} × 契約容量 － 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ ^{※2}

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てて算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

2. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。
3. 第1項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
4. 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時または設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正します。

第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティおよび第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金

額（以下「請求金額」という）を請求します。

3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の 9 月から翌年 8 月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

第3章 権利および義務

第9条 需給バランス評価

本機関は、翌日計画、気象情報その他必要な情報に基づき、実需給の前日に需給バランス評価を行い、30分ごとに平常時と広域予備率が低下した時に区分し、その結果を公表し、以降、これを見直して公表します。

第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量停止計画の対象は、以下の通りとします。
 - ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合※
 - ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）
 - ③ 地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合※実需給の2年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る
2. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、本機関に対し、リクワイアメントに定められた期日までに、容量停止計画を提出するものとします。
3. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、前項に基づき提出した容量停止計画に変更が生じた場合には、速やかに、本機関に対し、変更後の容量停止計画を提出するものとします。
4. 本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。
 - ① 実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間
 - ② 実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間
 - ③ 上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間
 - ④ 上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合
 - ⑤ 容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された休日または夜間における停止※期間※停止：発電の停止および発電の出力抑制の総称
5. 本機関は、次の各号に掲げる期間について、計画外停止の期間として扱います。
 - ① 計画停止期間以外の停止期間
 - ② 容量停止計画に記載された停止期間のうち、属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない期間

第11条 電源等差替

1. 容量提供事業者は、電源等差替を行うことができるものとします。
2. 前項の電源等差替を行うにあたっては、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

第12条 市場退出

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部ま

たは一部の容量を市場退出として扱います。

- ① 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が第 11 条に示す電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量または一部
 - ② 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替を行った容量が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から差替後の容量を差し引いた容量
 - ③ 対応するオークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、対応するオークションにおける当該電源の契約容量の全量
 - ④ 電源等の区分が安定電源の場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑤ 電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑥ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストを受けるための電源等リスト提出の期限までに電源等リストを提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑦ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、本機関が指定した期限までに実効性テストの結果を本機関に提出しない場合または本機関が認める他の実績を提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑧ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から実効性テストの最終結果を差し引いた容量
 - ⑨ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑩ 契約電源が FIT 電源または FIP 電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量（ただし、容量提供事業者の申告により明らかとなった場合、一部退出を認める場合がある）
 - ⑪ リリースオークションによりリリースされた契約容量
 - ⑫ 既設の火力電源が長期脱炭素電源オークションにて落札され、長期脱炭素電源オークションの制度適用となった容量
 - ⑬ 前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量
2. 契約電源の契約容量の一部が市場退出した場合、市場退出した電源の契約容量を控除したものを新たな契約容量とします。
 3. 本契約に定められた契約電源の契約容量の全量が市場退出した場合、本契約は終了するものとします。その場合、容量提供事業者と本機関は別途解約合意書を締結するものとします。

第 13 条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第 12 条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。
 - ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合
$$\text{経済的ペナルティ}^{\ast 1} = \text{市場退出した電源等の容量} \times \text{契約単価}^{\ast 2} \times 5\%$$
 - ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合
$$\text{経済的ペナルティ}^{\ast 1} = \text{市場退出した電源等の容量} \times \text{契約単価}^{\ast 2} \times 10\%$$

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て
※2：容量確保契約金額を契約容量で除したもの
2. 前項第 1 号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。
 - ① 各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合
返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
 - ② 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合
返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
 - ③ 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格が、メインオークションの当該エリアの約定価格×105%未満となった場合
返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額－市場退出した電源等の容量
×（調達オークションの当該エリアの約定価格
－ メインオークションの当該エリアの約定価格）
3. 第 12 条第 1 項⑪または⑫により市場退出となった契約容量は、第 1 項に定める市場退出時の経済的ペナルティの適用対象外とします。

第 14 条 実需給期間前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

- ① 電源等の区分が安定電源の場合
 - (1) 容量停止計画の調整
実需給年度の 2 年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第 10 条第 1 項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合
 - (2) 契約の締結
安定電源のうち、調整機能を有するものについて、余力活用に関する契約を属地一般送配電事業者と締結していること
余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力お

よび下げ調整力の両方を供出するものであること

なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること

※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランスンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします。

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第10条第1項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限り）、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前に、契約容量以上となる実効性テストの最終結果およびこれに準ずるものを本機関に提出すること

ただし、実効性テストの最終結果に準ずるものは、実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります。

第15条 実需給期間前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します

(2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しているかを確認します

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します

なお、実効性テストの評価は、第 18 条第 1 項 3 号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を 3 で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの最終結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

- ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
- ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 16 条 実需給期間前の経済的ペナルティ

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます
ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × 契約容量 × 0.3% / 日 × 調整不調の日数^{※3※4}

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × 契約容量 × 0.6% / 日 × 調整不調の日数^{※3※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります

② 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または実需給期間中において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契

約容量の全てを第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、本号のペナルティを科さない場合があります

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等※

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います

- i 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が 1,000kW 未満の場合

契約容量の全てを、第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

- ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合

実効性テスト未達成量に相当する契約容量の一部を、第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

※実効性テスト結果等はオークションの落札電源の決定において考慮する場合があります。

第 17 条 実需給期間中のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第 10 条第 1 項に基づく容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※¹が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること※²

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします

※¹：出力抑制に伴う停止計画は除く

※²：揚水および蓄電池の場合、1 日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

- i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合

- ii 事業者の責によらない燃料制約または充電制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以

下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）

- iii 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）
- iv 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
- v 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
- vi その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(3) 電気の供給指示への対応

実需給年度の容量停止計画※を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません

※：出力抑制に伴う停止計画は除く

- i 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- ii 属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合
- iii その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源については実需給期間中における年間設備利用率を 50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第 10 条第 1 項に基づく容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、

容量停止計画の提出は不要

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発電指令の概要は以下のとおりとします

- i 年間発動回数 = 12 回 (1 日の上限は 1 回)
- ii 発動指令 = 応動の 3 時間以上前
- iii 継続時間 = 3 時間 (土曜日、日曜日、および祝日を除く 9 時～20 時の間)

第 18 条 実需給期間中のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

- ・当該電源等の計画停止コマ相当数^{※1} =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※1: 計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

- ・当該電源等の計画外停止コマ相当数^{※2} =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※2: 計画外停止として扱う期間のうち、容量停止計画を提出しているコマをコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画^{※1}が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札^{※2}しているか確認します

※: 1 出力抑制に伴う停止計画は除く

※: 2 揚水および蓄電池の場合、1 日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること
なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします

- ・リクワイアメント未達成量^{※1}

= 小売電気事業者等が活用しない発電余力

- 卸電力取引所等に売り入札した容量^{※2※3}

- ・小売電気事業者等が活用しない発電余力^{※1}

= アセスメント対象容量または提供する供給力の最大値のいずれか低い値

- 発電計画値

※1: 負値となる場合は零とします

※2: 提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約の妥当性が確認できない場合は小売電気事業者等が活用しない発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

※3: 卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量とします

(3) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、

かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

・リクワイアメント未達成量^{※1}

= アセスメント対象容量^{※2} - 発電量調整受電電力量

※1：負値となる場合は零とします

※2：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とします

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が 50%を超えていないか確認します

・年間設備利用率^{※1} =

{計量値（送電端）^{※2,※3,※4} - 需給ひっ迫時の計量値（送電端）^{※2,※3,※4,※5}}

÷ (契約容量^{※6} × 8,760 時間^{※7}) ^{※8}

※1：%表記で小数点以下を切り上げ

※2：1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1 計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します

※3：計量値（送電端）が契約容量を超えているコマについては、当該コマの計量値（送電端）を契約容量として補正します

※4：部分差替（契約容量の一部容量を差替えること）を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定します

※5：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマの発電量が対象

※6：1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1 計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します

※7：対象実需給年度が 366 日となる場合は 8,784 時間とします

※8：電源等差替を行った場合の稼働抑制のアセスメントは、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従うものとします

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間の計画停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源等の計画停止コマ相当数[※] =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

・当該電源等の計画外停止コマ相当数[※] =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

ii 変動電源（アグリゲート）

提供された情報を基に、アセスメント対象容量に相当する供給力をどの程度まで提供していたかを確認します

アセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマがリクワイアメント未達成コマの場合、リクワイアメント未達成コマ数は 5 を乗じます

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に供給力を提供することとします

- ・アセスメント対象容量 = 調整係数反映前の応札容量
- ・コマごとの達成率^{※1} = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率^{※1} = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績^{※2、※3} = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績^{※2} = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和^{※3} + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量
× コマごとの未達成率

※1：負値となる場合は零とします

※2：需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います（別紙「ベースラインの算定方法」によります）

※3：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定します

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

- ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
- ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 7 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 19 条 実需給期間中の経済的ペナルティ

1. 本機関は、第 18 条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

- ① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1} =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない小売電気事業者等が活用しない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z[※])

※Z：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z[※])

※Z：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します

なお、経済的ペナルティは最後に交付する月の容量確保契約金額（各月）より減じます

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%[※]

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

なお、電源等差替で非効率石炭火力電源と非効率石炭火力電源以外が混在する場合、契約容量に占める非効率石炭電源の割合または月数、あるいはその両方に基づいて補正します。

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1} =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計とします

ii 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1} =

容量確保契約金額 × (リクワイアメント未達成コマ相当数^{※2} - 8,640) × 0.0125%

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計とします

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に対応できなかった比率に応じた経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ =

容量確保契約金額 × 110% × リクワイアメント未達量
／ (アセスメント対象容量 × 3 時間 × 12 回)

2. 前項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第 8 条に示す容量確保契約金額（各月）の算定時に反映します。

第 20 条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

- 第 19 条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。
 - 年間上限額：容量確保契約金額 × 110%
 - 月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%
- 第 19 条第 1 項第 3 号に示す実需給期間中の経済的ペナルティ（発動指令電源の場合）および第 19 条第 1 項第 1 号(4)に示す非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、前項第 2 号に示す月間上限額の対象外とします。
- 容量確保契約金額および第 19 条に示す経済的ペナルティは消費税相当額の課税対象となります。ただし、第 1 項第 1 号に示す年間上限額について、容量確保契約金額を超過する部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）として扱います。

第 21 条 金員の移動

本契約に基づく金員の移動は、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金にかかる手数料は、容量提供事業者が負担するものとします。

なお、本機関より容量提供事業者へ振込送金による金員の移動は、支払金額から振込送金にかかる手数料を差し引いた金額となります。

第 22 条 容量確保契約金額（各月）の精算

容量確保契約金額（各月）の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- 本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等およびその根拠を通知します
- 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します
- 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額または請求金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に再度通知します

- ④ 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申し立ての手続きが完了するまで、第 2 号、第 3 号に示す内容を繰り返します
- ⑤ 第 2 号の異議が無い場合または前号の手続きが完了した場合、第 8 条に示す期日までに、第 21 条に基づき金員の移動を行います
なお、第 8 条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申し立てが解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき金員の移動を行います
- ⑥ 請求金額が第 8 条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額等を行います

第 23 条 不可抗力が生じた場合の特則

1. 第 12 条から第 19 条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象（以下「不可抗力」という）が生じたことにより供給力を提供できないまたは供給力の提供ができなくなること（ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により、容量提供事業者が供給力を提供しない場合は除く）が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。ただし、第 12 条第 1 項③から⑩および⑬のいずれかに該当し、その場合に科される第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティには、本項を適用しません。
 - ① 大規模な風水害や地震等の天災地変
 - ② 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
 - ③ 事後的な法令改正や規制適用による運転停止
 - ④ 一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等
2. 容量提供事業者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による供給力の提供に対する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、直ちに本機関に通知するものとします。

第 24 条 参入ペナルティ

本機関は、容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、本約款およびその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、当該容量提供事業者に容量オークションへの参入ペナルティを科することができるものとします。

第4章 契約の変更等

第25条 契約の変更

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。
 - ① 調達オークションに応札した電源等が落札された場合
 - ② リリースオークションにより契約容量の全部または一部をリリースした場合
 - ③ 契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
 - ④ 第11条に示す電源等差替を実施した場合
 - ⑤ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
 - ⑥ 第26条に基づく権利義務および契約上の地位の譲渡がなされた場合
 - ⑦ 第16条に基づき容量確保契約金額が変更となった場合
 - ⑧ その他、本機関が変更を必要と判断した場合
2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
3. 第1項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものとしたします。

第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡

1. 容量提供事業者は、事前に本機関の同意を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利もしくは義務または本契約上の地位（以下、総称して「本契約上の地位等」という）を第三者に譲渡または承継させることはできません。
2. 容量提供事業者は、本契約上の地位等を譲渡または承継する場合、譲渡または承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権および債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。

なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。
3. 承継により新たな容量確保契約を締結した場合であっても、承継される電源等のリクワイアメント達成状況が承継されるものとします。

第27条 契約の解除

1. 本機関および容量提供事業者は、相手方が以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
 - ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき
 - ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき、ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る。
 - ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
 - ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
 - ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、またはその原因となる事由が生じたとき
 - ⑦ 解散の決議をしたとき

⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき

2. 本機関は、容量提供事業者が、市場支配力の行使その他容量市場の公正を害する行為をしたと認めた場合には、容量提供事業者に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
3. 前2項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量を第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

第5章 一般条項

第28条 免責

本機関は、本機関に故意または重過失がある場合を除き、リクワイアメントを達成することによる発電設備の事故や停電等により容量提供事業者が受けた不利益について、一切の責任を負いません。

第29条 守秘義務

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとします。
 - ① 開示のときに既に公知であったもの、または開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
 - ② 開示のときに、被開示者の既知であったもの、または被開示者が既に所有していたもの
 - ③ 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - ④ 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
 - ⑤ 法令に従い行政機関または司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの
または電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします
 - ⑥ オークション募集要綱で公表するとした情報
2. 前項にかかわらず、本機関および容量提供事業者は、本契約の履行に必要な範囲において、以下の各号に掲げる者に対して、秘密情報を開示することができるものとします。
 - ① 監督官庁
 - ② 電力・ガス取引監視等委員会
 - ③ 一般送配電事業者
3. 容量提供事業者は、本機関が本契約の履行に必要な範囲において、各一般送配電事業者から当該容量提供事業者の情報を得ることについて、あらかじめ同意することとします。
4. 前各項の定めは、本契約の存続、終了によらず、本契約および附帯する一切の契約等の有効期間終了後も有効とします。

第30条 個人情報の取扱い

1. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という）第2条第1項に定める情報をいう、以下同じ）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱います。

2. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に基づき個人情報の適切な管理のために本機関が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけます。
3. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱う場合には、適切な実施体制のもと個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む）のための必要な措置を講じます。
4. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用および責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、容量提供事業者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告します。
5. 本機関は、本機関または再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより容量提供事業者または第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負います。
6. 本規定は、本契約または委託業務に関連して本機関または再委託先が容量提供事業者から預託され、または自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、または解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有します。

第 31 条 反社会的勢力との関係排除

1. 本機関および容量提供事業者は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。
 - ① 自己および自己の役職員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう、以下同じ）でないこと、または、反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過しない者でないこと
 - ② 自己および自己の役職員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - ③ 自己および自己の役職員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - ④ 自己および自己の役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - ⑤ 自己および自己の役職員が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと
2. 容量提供事業者および本機関は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
3. 容量提供事業者または本機関は、相手方が第 1 項各号に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第 32 条 準拠法

本契約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

第 33 条 合意管轄裁判所

本契約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条 誠実協議

本契約に定めのない事項または本契約その他本契約の内容に疑義が生じた場合には、本機関および容量提供事業者は、本契約および電気事業法その他関係法令等の趣旨に則り、誠意を持って協議し、その処理にあたるものとします。

附則（2020 年 6 月 30 日（2025 年 1 月 30 日改定））

第 1 条 適用対象

本附則は対象実需給期間が 2024 年度の容量確保契約に適用するものとします。

第 2 条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

本約款の第 7 条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が経過措置対象電源の場合、第 7 条を以下に読み替えます。

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

$$\begin{aligned} &= \text{契約単価}^{※1} \times \text{契約容量} \\ &\quad - \text{経過措置控除額} \\ &\quad - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ &\quad - \text{第 16 条第 1 項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ}^{※2} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{経過措置控除額} &= \text{メインオークションの約定価格}^{※3} \\ &\quad \times \{ \text{メインオークションの落札容量}^{※4 ※5} \times (1 - \text{経過措置係数}) \}^{※6} \end{aligned}$$

$$\text{経過措置係数} = (1 - \text{控除率})$$

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※7}

$$\begin{aligned} &= \text{個々の電源の調達オークションの約定価格}^{※8} \times \text{調達オークションの落札容量}^{※4 ※9} \\ &\quad \times (1 - \text{経過措置控除係数}) \end{aligned}$$

経過措置控除係数

$$= \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} \times \text{入札内容に応じた控除額係数}$$

$$\text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} = (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率})$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

※3：経過措置控除額の算定に適用する約定価格はメインオークションの約定価格とします

※4：市場退出時は、メインオークションと調達オークションの各落札容量に応じた按分により、各オークションの落札容量に対する市場退出した電源等の容量相当を減じます

※5：リリースオークションの落札時は、メインオークションとリリースオークションの落札容量の差分とします

※6：メインオークションの落札容量 $\times$ （1 - 経過措置係数）の算定時に小数点以下を切り捨て

※7：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

※8：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する約定価格は調達オークションの約定価格とします

※9：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する容量は調達オークションの落札容量とします

2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除は、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があり、調達オークションにおいて落札された電源等（以下「調達オークション落札電源」）が対象となります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、調達オークション落札電源のうち 2010 年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいて調達オークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は前項の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除については、個々の電源の調達オークションの約定価格に経過措置を適用することにより調達オークションの指標価格の 50%以下となる際には、以下のように金額を読み替えます。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

≧ {(個々の電源の調達オークションの約定価格－調達オークションの指標価格の 50%※¹) × 調達オークションの落札容量} の場合

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※²

= (個々の電源の調達オークションの約定価格－調達オークションの指標価格の 50%※¹) × 調達オークションの落札容量

※1：(調達オークションの指標価格の 50%) の値にて円未満を切り捨て

※2：負値となる場合は零とします

第 1 項の控除率、電源等の経過年数に応じた控除率、入札内容に応じた控除額係数は、以下のとおりとします。

控除率 . . . 42%

電源等の経過年数に応じた控除率 . . . 9%

入札内容に応じた控除額係数 . . . 78.4%

3. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、前項の控除率に基づく経過措置係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、経過措置係数の単位は 0.01%とし、その端数は、小数点以下第 3 位を四捨五入します。

4. 前項の経過措置係数は調達オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第 12 条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。
5. (削除)
6. 容量確保契約金額は、契約電源ごとに算定するものとします。
7. 第 1 項に基づき算定された容量確保契約金額を 12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

8. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

ただし、本項は調達オークション落札電源にのみ適用いたします。

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して調達オークションの落札容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する調達オークション落札容量の比率で補正いたします。

第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

本約款の第16条に示す実需給期間前の経済的ペナルティについて、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が経過措置対象電源の場合、第16条第1項第1号を以下に読み替えます。

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、容量確保契約金額の減額または経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量※1を利用する場合

契約単価※2 × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.3%/日 × 調整不調の日数※3※4

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価※2 × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.6%/日 × 調整不調の日数※3※4

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てて算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍のペナル

ティを科す場合があります。

第4条 リリースオークション交付額の交付またはリリースオークション請求額の請求

1. 対象実需給期間が2024年度のリリースオークションにおける交付額または請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{リリースオークション交付額または請求額}^{※1} \\ &= \{ \text{メインオークションの契約単価}^{※2} - \text{リリースオークションの約定価格} \\ & \quad \times (1 - \text{控除率}^{※3}) \} \times \text{リリース容量} \end{aligned}$$

※1：正值の場合は市場管理者より発電事業者等へ交付、負値の場合は請求とし、円未満の端数は切り捨てて算定したもの

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

※3：控除率・・・42%

2. 第1項に基づき算定されたリリースオークション交付額は、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。
3. リリースオークション交付額（各月）は、容量確保契約金額（各月）と合わせて交付します。
4. 第1項に基づき算定されたリリースオークション請求額は、契約変更後、対象実需給期間の前年度末までに容量提供事業者へ請求します。
5. 本約款の第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、第1項のリリースオークションにおける交付額または請求額を調整する場合があります。

附則（2021 年 7 月 1 日（2025 年 1 月 30 日改定））

第 1 条 適用対象

本附則は対象実需給年度が 2025 年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

第 2 条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

対象実需給期間が 2025 年度以降の容量確保契約における本約款の第 7 条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）の場合、第 7 条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が 2010 年度末までに建設された電源、または各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源またはその両方の場合となります。

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が 2010 年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき、メインオークションと調達オークションのそれぞれにおいて算定された金額とします

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※

＝ 個々の電源の約定価格 × 契約容量 × (1－経過措置控除係数)

経過措置控除係数

＝ 電源等の経過年数に応じた控除額係数 × 入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数 ＝ (1－電源等の経過年数に応じた控除率)

※ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は 0%とします。

なお、対象実需給期間が 2026 年度以降^{※1}については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の 50%以下となった場合は、当該電源の電源等の経過年数に応じた控除率は 0%とします。

※指標価格の 50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が 2025 年度 . . . 7.5%

実需給期間が 2026 年度 . . . 6.0%

実需給期間が 2027 年度 . . . 4.5%

実需給期間が 2028 年度 . . . 3.0%

実需給期間が 2029 年度 . . . 1.5%

※1 対象実需給年度が 2025 年度の調達オークションにおける契約電源を含む

3. 入札内容に応じた控除額係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は 100%とします。

なお、対象実需給期間が 2026 年度以降^{※1}については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の 50%以下となった場合は、当該電源の入札内容に応じた控除額係数は 100%とします。

※指標価格の 50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が 2025 年度 . . . 82.0%

実需給期間が 2026 年度 . . . 85.6%

実需給期間が 2027 年度 . . . 89.2%

実需給期間が 2028 年度 . . . 92.8%

実需給期間が 2029 年度 . . . 96.4%

※1 対象実需給年度が 2025 年度の調達オークションにおける契約電源を含む

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価^{※1} × 契約容量

－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

－ 第 16 条第 1 項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ^{※2}

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

なお、対象実需給期間が 2026 年度以降[※]の容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額については、個々の電源の約定価格に経過措置を適用することによりオークションの指標価格の 50%以下となる際には、以下のように金額を読み替えます。

※対象実需給年度が 2025 年度の調達オークションにおける契約電源を含む

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

≥ {(個々の電源の約定価格－オークションの指標価格の 50%^{※1}) × 契約容量} の場合

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※2}

= (個々の電源の約定価格－オークションの指標価格の 50%^{※1}) × 契約容量

※1：(オークションの指標価格の 50%) の値にて円未満を切り捨て

※2：負値となる場合は零とします

5. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、第 2 項の電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は 0.01%とし、その端数は、小数点以下第 3 位を四捨五入します。

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数はメインオークションまたは調達オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第 12 条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

7. 電源等の経過年数に応じた控除および入札内容に応じた控除は、実需給期間が 2029 年度を最後に廃止します。
8. 容量確保契約金額は、契約電源ごとに算定するものとします。
9. 第 4 項に基づき算定された容量確保契約金額を 12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において 42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第 4 項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率 20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を 0%として 1 計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

第 3 条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

本約款の第 16 条に示す実需給期間前の経済的ペナルティについて、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が本附則第 2 条で示す容量確保契約金額の算出に関する経過措置の対象となる場合、第 16 条第 1 項第 1 号を以下に読み替えます。

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、容量確保契約金額の減額または経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます
ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量※¹を利用する場合

(契約単価※²×契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額)
× 0.3%/日 × 調整不調の日数※³※⁴

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

(契約単価※²×契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額)
× 0.6%/日 × 調整不調の日数※³※⁴

※¹：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※²：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）による

リリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍のペナルティを科す場合があります。

第4条 リリースオークション交付額の交付またはリリースオークション請求額の請求

1. 対象実需給期間が2025年度以降のリリースオークションにおける交付額または請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{リリースオークション交付額または請求額}^{※1} \\ &= \{ \text{メインオークションの契約単価}^{※2} - \text{リリースオークションの約定価格} \\ & \quad \times (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数}^{※3※4} \times \text{入札内容に応じた控除額} \\ & \quad \text{係数}^{※5}) \} \times \text{リリース容量} \end{aligned}$$

※1：正值の場合は市場管理者より発電事業者等へ交付、負値の場合は請求とし、円未満の端数は切り捨てて算定したもの

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

※3：電源等の経過年数に応じた控除額係数は本附則（2021年7月1日）第2条第1項および第2項によります

※4：落札された電源等に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、本附則（2021年7月1日）第2条第1項および第2項による電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します

※5：入札内容に応じた控除額係数は本附則（2021年7月1日）の第2条第1項および第3項によります

2. 第1項に基づき算定されたリリースオークション交付額は、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。
3. リリースオークション交付額（各月）は、容量確保契約金額（各月）と合わせて交付します。
4. 第1項に基づき算定されたリリースオークション請求額は、契約変更後、対象実需給期間の前年度末までに容量提供事業者へ請求します。
5. 本約款の第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、第1項のリリースオークションにおける交付額または請求額を調整する場合があります。

附則（2023 年 8 月 2 日（2025 年 1 月 30 日改定））

第 1 条 適用対象

本附則は対象実需給年度が 2027 年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

第 2 条 実需給期間前のペナルティ

（1）本約款の第 16 条に示す、

「第 16 条 実需給期間前の経済的ペナルティ

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。」について、以下に読み替えます。

第 16 条 実需給期間前のペナルティ

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、容量確保契約金額の減額または経済的ペナルティを科します。

（2）第 16 条①（1）に示す調整不調電源に科される経済的ペナルティについて、以下に読み替えます。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

（1）調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます
ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量^{※1}を利用する場合

（契約単価^{※2} × 契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額）
× 0.3%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

（契約単価^{※2} × 契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額）
× 0.6%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります

第3条 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」の読み替え

対象実需給期間が 2027 年度以降の容量確保契約における本約款に示す「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」は、「調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額」に読み替えます。

附則（2025 年 1 月 30 日）

第 1 条 適用対象

本附則は、本附則の施行日以降に市場退出した対象実需給年度が 2026 年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

第 2 条 市場退出時のペナルティ

第 13 条第 2 項に示す、市場退出時の経済的ペナルティが返金される場合について、以下に読み替えます。

2. 前項第 1 号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。

① 各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

② 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

③ 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格が、メインオークションの当該エリアの約定価格×105%未満となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額－市場退出した電源等の容量

×（調達オークションの当該エリアの約定価格

－ メインオークションの当該エリアの約定価格）

ただし、調達オークションが開催され、供給信頼度基準が満たされなかったエリアでは、上記②③に該当する場合でも、経済的ペナルティの返金はいりません。

ベースラインの算定方法

1. 需要抑制（DR）の場合

- ① 次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 5 日間（DR 実施日当日を含まない）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間（High 4 of 5）の需要データ。

なお、直近 5 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 4 日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 5 日間から除外するものとする。その際、当該母数が 5 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内（平日及び土曜日・日曜日・祝日）で更に日を遡るものとする*。（下図参照）

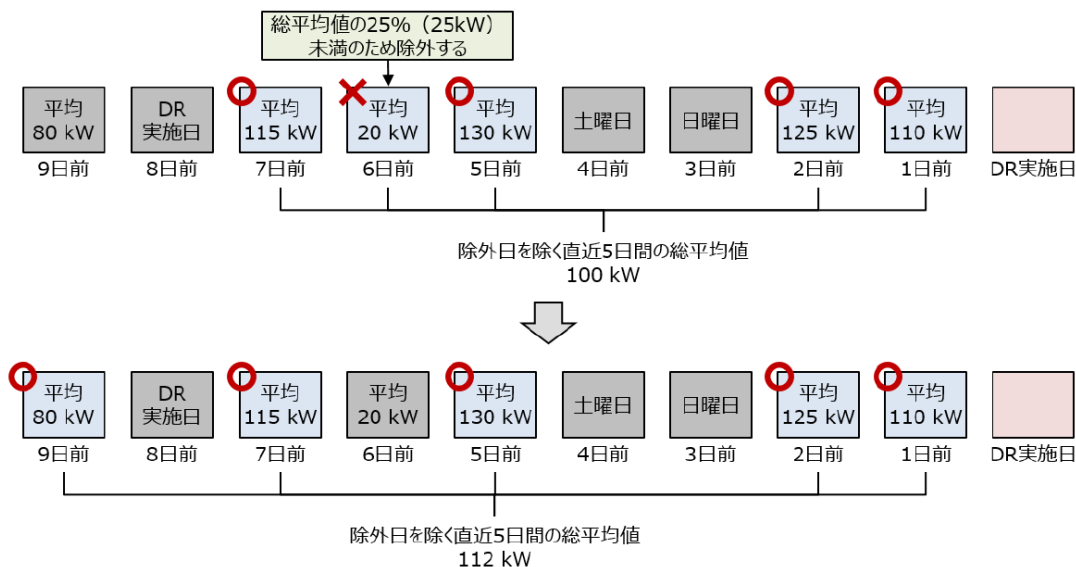
(1) 土曜日・日曜日・祝日

(2) 過去の DR 実施日

(3) DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 5 日間の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の 25%未満の場合、当該日

※母数となる需要量に関するデータが 4 日分しかない場合には、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする

また、4 日分に満たない場合には、4 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする



- ② DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前までの 30 分単位の 6 コマについて、「(DR 実施日当日の需要量) - (上記①の算出方法により算出された値)」の平均値を算出する。
- ③ 上記①で算出された値における DR 実施時間帯の 30 分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインを零に補正することとする。
- ④ 第 17 条③(1)に示す発動指令の 5 時間前～2 時間前の時間帯が、一般送配電事業者による

供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合は、High 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定する。

2. 発電（逆潮流）の場合

ベースラインは零とする。

ただし1計量単位において、安定電源として契約されており、かつ発動指令電源の1リソースとしても登録された電源については、当該安定電源のアセスメント対象容量に相当する計量値をベースラインとする。

用語の定義

属地	： 発電量調整供給契約等を締結している一般送配電事業者の供給区域
調整不調電源	： 容量停止計画の調整において、属地一般送配電事業者との停止調整が不調となった電源（ただし本機関が合理的と認めた原因の場合は除く）
アセスメント対象容量	： 容量提供事業者または本機関が指定した、契約電源が提供する供給力
コマ	： 毎正時または毎30分を起点とし、1日を48に等分割した30分間
経過措置	： 小売電気事業者の競争環境に与える影響を、一定期間緩和するための措置
控除率	： 経過措置対象電源の容量確保契約金額を控除するために定める比率
電源等の経過年数に応じた控除	： 契約電源が2010年度末までに建設された電源を対象とした容量確保契約金額の控除
入札内容に応じた控除	： 各エリアにおいて、メインオークション応札時の応札価格が、当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源を対象とした容量確保契約金額の控除
電源等の経過年数に応じた控除率	： 経過年数に応じた経過措置の対象について容量確保契約金額を控除するために定める比率
入札内容に応じた控除額係数	： 入札内容に応じた経過措置の対象について控除後の容量確保契約金額を算定するために定める係数
経過措置控除係数	： 経過年数に応じた控除額と入札内容に応じた控除額を差し引いた後の容量確保契約金額を算定するために定める係数
消費税等相当額	： 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額
週（1週）	： 土曜日を初日とした金曜日までの7日間
休日	： 土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日
平日	： 休日以外の日
営業日	： 平日のうち、1月4日、12月29日以外の日
昼間	： 8時00分以降22時00分までの時間帯
夜間	： 昼間以外の時間帯
金融機関休業日	： 日曜日および銀行法施行令第5条第1項で定める日

別紙3

「容量市場 追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2026 年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	21	「※2 既設の 石炭火力発電で、設計効率が高位発熱量（ HHV Higher Heating Value ）・発電端において 42 %以上ではない 電源が、実需給 2025 年度までに設備改造等により設計効率が新たに 42 %以上となることを申請する場合には、上記 1 同様に事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。」の記載についてお伺いさせてください。 2025年度追加オークション募集要項でも同記載がありましたが、 「 <u>実需給2025年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請</u> ～～」は 「 <u>実需給2026年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請</u> ～～」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、 <u>実需給2025年度までの表記を、 実需給2026年度までに修正</u> いたします。
2	29	「参加登録（事業者情報、電源等情報および期待容量の登録）が完了し、調達 オークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札の受付期間において応札情報の登録ができます。なお、これまでのメインオークションに応札した場合でも、2025年度向け調達オークションの応札は新たに登録する必要があります。」の記載内容についてお伺いさせてください。 2025年度追加オークション募集要項でも同記載がありましたが。 「メインオークションに応札した場合でも、 <u>2025年度向け調達オークション</u> の応札は新たに登録する必要～」は 「メインオークションに応札した場合でも、 <u>2026年度向け調達オークション</u> の応札は新たに登録する必要～」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、2025年度向けの表記を、 <u>2026年度向け</u> に修正いたします。
3	43	発電余力の卸電力取引所等への入札に関するリクワイアメントについて、「事業者の責によらない燃料制約がある場合」は売り入札する量を減少させることができると記載されておりましたが、2026年度メインオークション募集要項では、「燃料制約がある場合」との記載となっておりました。 「事業者の責によらない燃料制約」について以下3点お伺いさせてください。 ①メインオークションに約定した電源と、追加オークションに約定した電源で、燃料制約発生時の対応は異なりますでしょうか。 ②「事業者の責によらない燃料制約」について、具体例をご教示いただけないでしょうか。 ③燃料制約が発生した際、事業者の責であるかどうか貴機関にて確認する必要があると思料いたします。事業者にて燃料制約の内容を説明するエビデンスを提出する必要はございますでしょうか。	①売り入札する量を減少させる条件としての燃料制約等は、事業者の責によらないことが前提であり、メインオークションでの約定電源と、追加オークションでの約定電源における燃料制約発生時の対応は、同じ基準を適用いたします。また、本項目は充電制約も対象としたものであり、「事業者の責によらない～」は、蓄電池において意図的に充電をしないといったケースについても制約として認められないことを明確化するためのものであるため、「事業者の責によらない燃料制約または充電制約」と充電制約を追記する形で募集要綱および容量確保契約約款を更新いたします。 ②個別の事例を確認し、判断する必要があるため、一律のご回答は致しかねます。 ③燃料制約が発生した際、アセスメントのプロセスの中で、事業者の責であるか否かを確認するためにエビデンスの提出を求める場合があります。

別紙4

容量市場「容量確保契約約款」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1		発動指令電源の契約容量は、応札容量に調整係数を乗じた容量（1kW 未満の端数は切り捨て）となると理解しているが、実効性テストでの計量値（期待容量）・契約容量・アセスメント対象容量の関係性が約款上でも明確になるようにして頂きたい。	ご指摘の趣旨を踏まえ、明確化の観点から、「発動指令電源のアセスメント対象容量は、調整係数反映前の応札容量である旨」を容量確保契約約款に追記いたします。
2	11	第13条 市場退出時の経済的ペナルティ 第1項 「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日」については、容量市場システムのお知らせにて「容量市場システム上での市場退出表明の期日（対象実需給年度：2026年度の場合、2025年3月7日）」とされているが、発動指令電源の場合、実効性テストの発動実績の報告締切（対象実需給年度：2026年度の場合、2025年3月10日）よりも前の期日であり発動実績が確定していない段階の期日となっているため、「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更（または解約）の確認期限日」とは言えないのではないか。少なくとも、実効性テストの発動実績が最終的に確定した後の期日とすべきではないか。	実効性テストの結果で退出する場合は3月7日までの事業者からの表明は不要で、3月10日の発動実績報告にもとづき評価された容量が契約内容に反映されます。
3	14,15	第17条第1項①（2）発電余力の卸電力取引所等への入札、（3）電気の供給指示への対応、における“発電余力”の定義を明記していただきたい。第18条ではある程度明確化していただいているものの、リクワイアメントとして求められる対象を認識齟齬の無いよう明確化すべきかと思料いたします。	頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
4	16,17	第18条第1項①（3）の「明確化のための修正」について、現行の約款等からは今回の約款（案）にて示された解釈をすることは難しく、発電余力の算定方法の明確化ではなく変更という認識です。そのため、約款を改定するまでの間は、発電計画を以って発電余力を算定することが適切と考えます。 その上で、容量提供事業者として相対契約を締結する小売電気事業者と容量確保金の精算、ペナルティの帰属の扱い等に係る協議においては、約款が法的な拠り所になると考えられることから、約款を改定するまでの間の取り扱いについては、明確化していただくことが望ましく、何らかの公式なアナウンスをしていただくことを希望します。 （現行の約款から今回の明確化のための修正を解釈することが難しい理由） ・現行の約款の第18条第1項①（2）発電余力の卸電力取引所等への入札、において、“発電余力※1 ＝ アセスメント対象容量または提供する供給力の最大値のいずれか低い値 － 発電計画”と明記されており、その直後の（3）電気の供給指示への対応、においても“ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。”と記載されております。この（3）において記載されている“発電余力”に別の注釈が付されていない以上、（3）における“発電余力”の定義は、（2）で用いられている定義と同じものと整理することが極めて相当であること。 ・容量市場 事業者向け説明会（リクワイアメント対応）（対象実需給年度：2024年度）P71において、“ゲートクローズ以降の発電余力”が発電計画に基づき算定される旨が明確にされていること。 ・本年6月の実受給期間中アセスメントは、発電計画に対してリクワイアメント未達量が算定されていること。	更新した約款の施行後は、新しい約款の記載に基づいた運用を行います。 本明確化前に異なる解釈を行っていた事業者については運用において丁寧に対応することとしており、事業者ごとに状況が異なるため、個別に対応させていただきます。
5	16	「前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。」の記載についてご質問させていただきます。 上記内容は2024年度7月版の容量確保契約約款から記載変更されており、2024年10月に意見募集があった「容量市場 事業者向け説明会（リクワイアメント対応）（対象実需給年度：2025年度）」の内容を反映したと理解いたしました。記載内容は変更されているものの、2024年度および2025年度の供給指示リクワイアメント対応の事業者側の運用から2026年度追加オークション対象電源でも運用変更がないと認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおり、2024年10月16日～2024年11月1日の意見募集を踏まえて、対象実需給年度2025年度に係る容量市場業務マニュアル（リクワイアメント/ペナルティ・容量確保契約金額/容量抛出价 関係）6編を公表しております。リクワイアメント・アセスメントについては、当該マニュアルに基づいて実施いたしますので、事業者でのご対応も当該マニュアルに則って実施ください。

No.	頁	ご意見	回答
6	18	第18条 実需給期間中のアセスメント 第2項② アセスメント結果の通知内容に異議がある場合、「通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本期間に通知するものとします。」と記載があるが、先日の「容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（対象実需給年度：2025年度）」に関する意見募集における回答により、アセスメント結果仮確定に関する異議申立期間が7営業日とされていることから、本項の記載も「通知を受けた日から7営業日以内」に修正が必要ではないか。	容量市場業務マニュアルと同様に、「通知内容に異議がある場合は7営業日以内に本機関へ通知するもの」として容量確保契約約款を更新いたします。
7	40	実需給期間中の発動指令電源におけるリクワイアメントの継続時間として、土曜日、日曜日および祝日を除く9時～20時の間の3時間と規定があるが、一方で、別添「用語の定義」における「平日」と「休日」の記述が誤解を招く恐れがあるため、「平日」もしくは「休日」の定義に下記のような注釈を加筆してはどうか。 （例）発動指令は、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日の期間においても、土曜日、日曜日、および祝日を除いて発令されます。 尚、発動指令が発令可能な日は、容量確保契約約款（別添用語の定義）に記載されている「平日」とは異なります。 また、本意見募集の対象外とはなるが、下記URLにおける「（1）容量市場における「休日」について」へも、同様の注釈を加筆してはどうか。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2024/240404_youryou_renrakujikou_ryuuijikou.html	発動指令のリクワイアメントに関する条件に、用語集内で定義している「休日」「平日」といった表記はないため、表記は現行のままとさせていただきます。